

第4章 計画の目標

1 さいたま市が目指す生物多様性・水循環分野の将来像

目指す将来像

人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造

本市の環境の基盤である水の循環は、その健全な循環が保たれることによって、市民や事業者が生活や事業活動に持続的に利用できるようになっていきます。このように市内を循環する豊かな水は、市内にすむ動物や植物にとっても重要であり、市内の緑の拠点でもある荒川や見沼田圃、元荒川周辺の水と緑や、里山などの自然は、多くの生きものたちの生息・生育の場となっています。これらの清涼で豊かな水と緑は市民に自然とのふれあいの場を提供するだけでなく、畑や水田等の農地としても活用されています。

また、公園・緑地の整備や、市街地での開発行為の際には可能な限り緑地を設けたり、雨水浸透施設等を整備したりするなど市街地部の水循環を確保することで、湧水が復活し、メダカなど生きものが身近に見られるようになっていきます。市内の水辺は、安全に配慮して整備され多くの市民が親しんでいます。

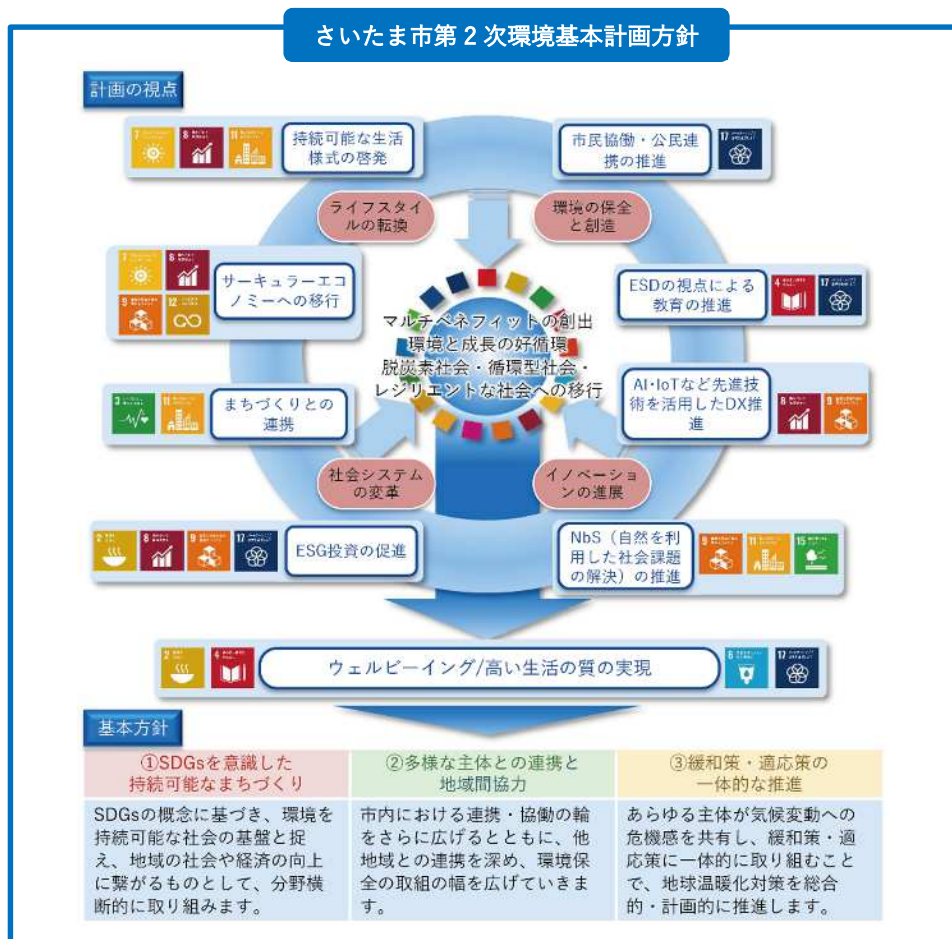
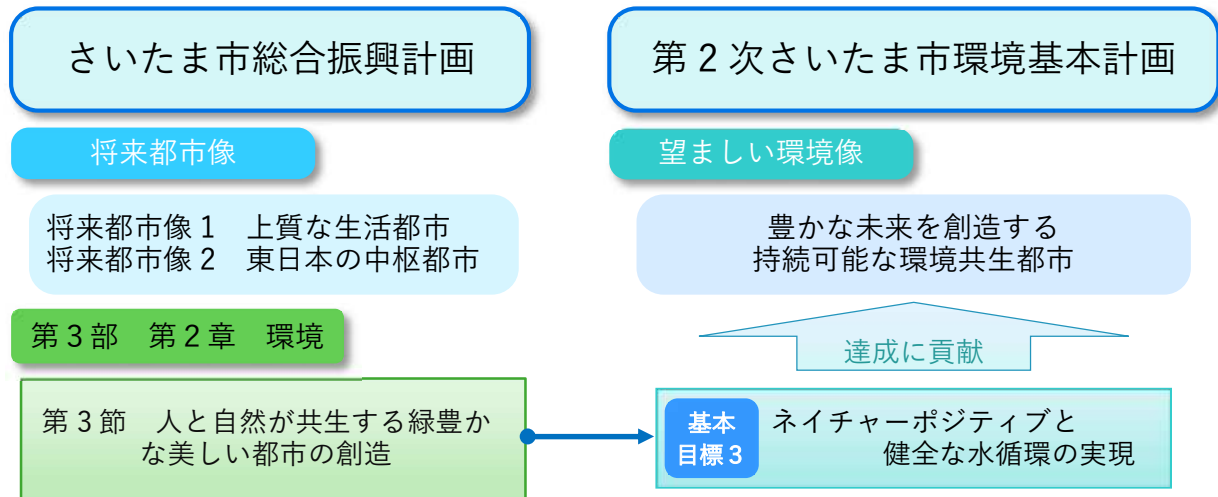
また、災害にも強いまちづくりが進められており、安全・安心な市民生活が実現し、パートナーシップによるまちづくりが進められています。

<2030年像のイメージ>



2 上位計画のとの関係

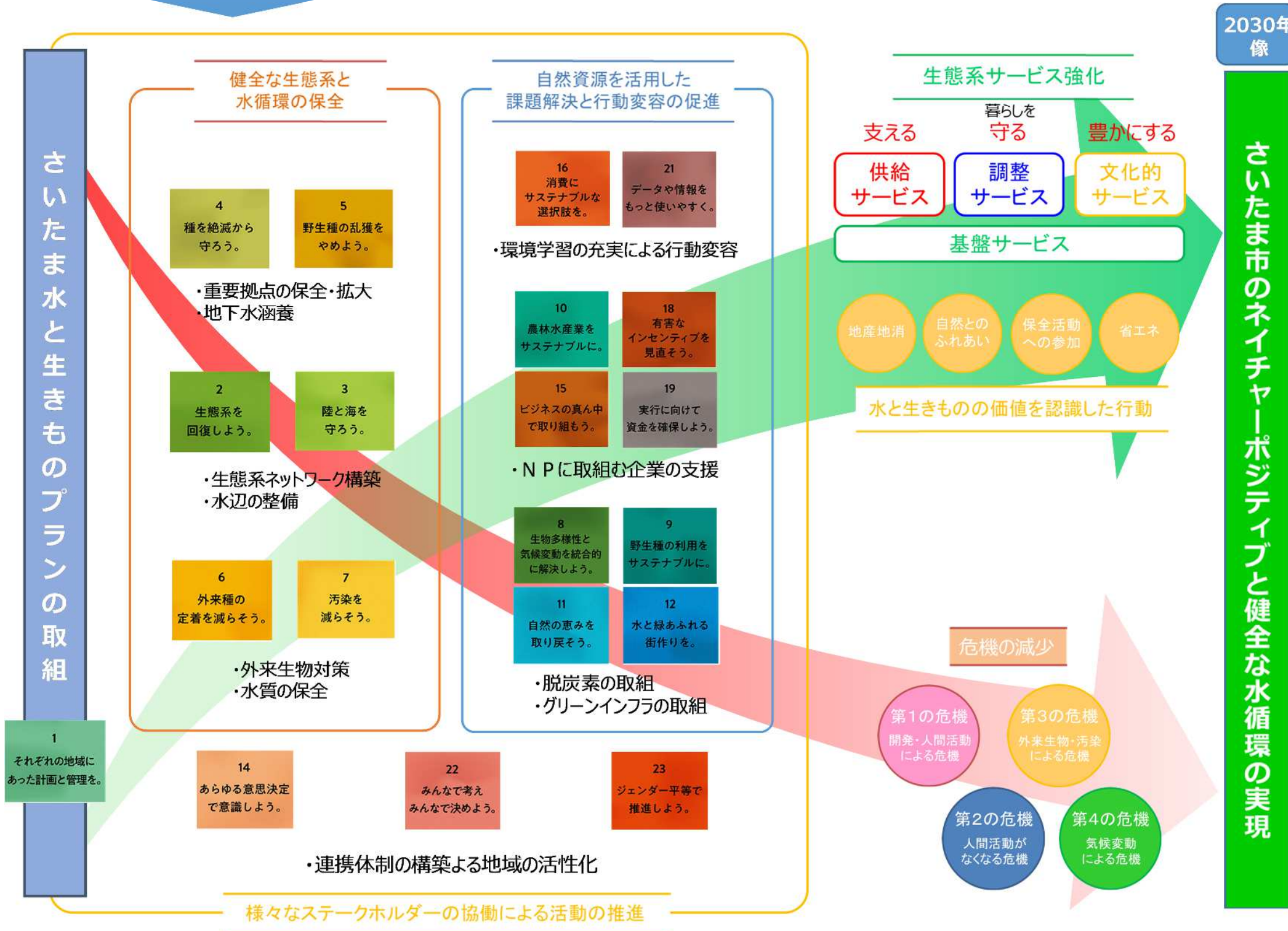
本計画は水環境、生物多様性を取り巻く社会情勢の変化や本市の課題を踏まえ、将来像である「人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造」を達成するために、2030年像として「さいたま市のネイチャーポジティブと健全な水循環の実現」を設定し、市内の生態系サービスの強化と、様々な主体の協働による人々や企業の水と生きものの価値を認識した行動の促進を目指します。



課題・背景

生物多様性の損失、水循環の悪化への対応
(開発、人口減少、経済・社会のグローバル化、気候変動等)

昆明・モントリオール生物多様性枠組の23のグローバルターゲットの達成
ネイチャーポジティブの実現は世界的な方針であり、昆明・モントリオール
生物多様性枠組 (p.16 参照) ではこれを達成するための23のグローバルタ
ーゲットが設定されています。本プランではこの方針に基づき、23のターゲ
ットの目標達成に向けた管理をし、将来像の達成を図っていきます。



3 計画の目標

本市のように都市化が進展した地域では、限られた区域に残る豊かな自然環境を保全することはもとより、身近な水辺や緑地に関心を持ち、その保全や再生、利活用を積極的に進めていく必要があります。事業所内に整備した小さな水辺がトンボ類の休息の場になったり、庭に植えた蜜を持つ花がメジロを呼び寄せたりするなど、一般家庭や事業所におけるささやかな活動の輪が、地域の生物多様性の保全につながります。

本計画は、互いに密接な関係にある生物多様性の保全と健全な水循環の確保及び良好な水環境の保全に係る施策・取組を一体的に推進し、将来像の「人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造」及び2030年像である「さいたま市のネイチャーポジティブと健全な水循環の実現」を目指すものです。そのため、前項において掲げた3つの施策の柱（1健全な生態系と水循環の保全、2自然資源を活用した課題解決と行動変容の促進、3様々なステークホルダーの協働による活動の推進）に沿って様々な施策を推進します。更に第6章では、これらの施策を、市内を4つのエリアに分け、それぞれの特色にあった形で展開していきます。

第2次さいたま市環境基本計画 に掲げる成果指標

基本目標3 ネイチャーポジティブと健全な水循環の実現

基本目標	成果指標		
	成果指標項目	中間目標 (R7)	目標 (R12)
健全な生態系と水循環の保全	水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合	68%	73%

みぬま見聞館の紹介

みぬま見聞館は、し尿処理施設である大宮南部浄化センターに併設された環境学習施設及び自然庭園です。

自然庭園では、見沼田圃や芝川等、周辺環境との共生をテーマに、見沼地域の昔からの雑木林やせせらぎ、湿地帯等を復元するとともに、昆虫や鳥たちが集まる環境を保っています。

いとなみゾーンでは、見沼のエコサイクルや見沼の歴史を学ぶことができます。

ささえゾーンでは、生活排水が環境に与える影響や水処理の様子をパネルやシアターで説明しています。

また、環境教育施設の拠点として、年4回の「自然観察・環境学習会」など、様々なイベントを開催し、直接自然と触れ合いながら、環境について学ぶ機会を提供しています。

令和6年には自然共生サイトにも認定され、今後は環境啓発に積極的な企業と連携し、より地域性に富んだ講座内容とすることで、市民が生物多様性について理解を深める契機を提供していきます。



みぬま見聞館の案内図



自然観察・環境学習会の様子

第5章 目標達成のための施策・取組

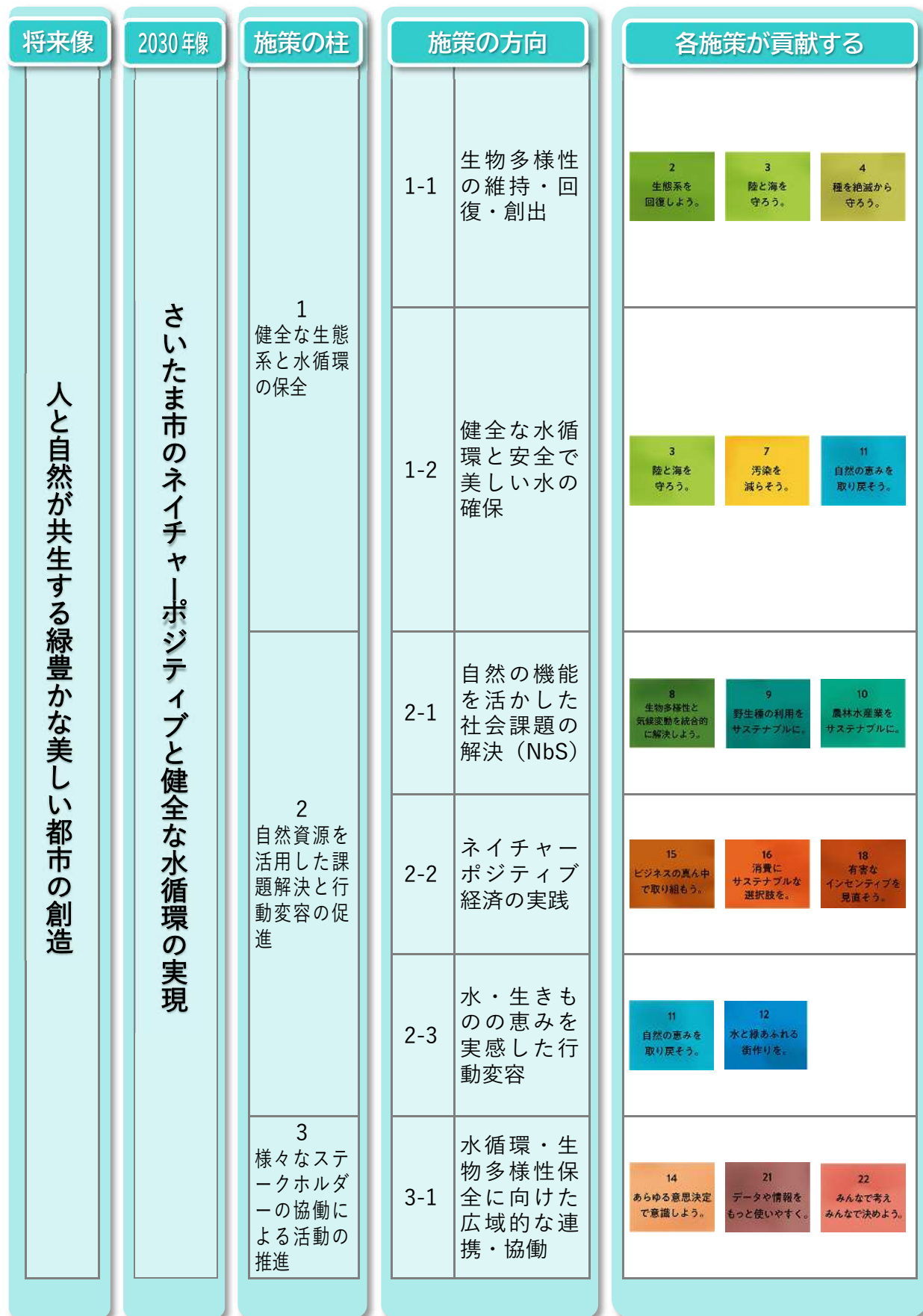
1 施策体系

環境分野における取組では、国の「第六次環境基本計画」や「さいたま市総合振興計画」、SDGs等の考え方を取り入れ、各分野における課題を統合的に解決することが求められています。本市が目指す「将来像」、「2030年像」、の実現に向けても、SDGsを踏まえた様々な視点から環境施策を推進するとともに、多様な主体と連携することで、経済・社会が同時に成長するマルチベネフィットを創出し、脱炭素社会、循環型社会、レジリエントな社会への移行を目指します。

SDGsの目標を達成するためには、人間の生存基盤である環境の保全が必要不可欠です。

本計画では、地球温暖化、資源循環、自然環境、生活環境、環境保全活動といったあらゆる環境分野に取り組むこととしており、次表では各施策が貢献するSDGsの主な目標を示しています。

社会動向や市の課題を踏まえ、「健全な生態系と水循環の保全」「自然資源を活用した課題解決と行動変容の促進」「様々なステークホルダーの協働による活動の推進」の3つの施策の柱を中心に拡充します。



グローバルターゲット
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; text-align: center;"> <p>5 野生種の乱獲をやめよう。</p> </div> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; text-align: center;"> <p>7 汚染を減らそう。</p> </div> <div style="background-color: #4f81bd; padding: 5px; text-align: center;"> <p>8 生物多様性と気候変動を統合的に解決しよう。</p> </div> </div>
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="background-color: #0072bc; padding: 5px; text-align: center;"> <p>11 自然の恵みを取り戻そう。</p> </div> <div style="background-color: #0072bc; padding: 5px; text-align: center;"> <p>12 水と緑あふれる街作りを。</p> </div> <div style="background-color: #0072bc; padding: 5px; text-align: center;"> <p>13 通信資源の利益を適切に分けよう。</p> </div> </div>
<div style="background-color: #808080; padding: 5px; text-align: center;"> <p>19 実行に向けて資金を確保しよう。</p> </div>
<div style="background-color: #e67e22; padding: 5px; text-align: center;"> <p>23 ジェンダー平等で推進しよう。</p> </div>

施策
1) 重要拠点の保全
2) 生態系ネットワークの構築
3) 外来生物対策
1) 地下水の涵養、湧水の維持と復活
2) 水辺の整備
3) 水質の保全
4) 水防災
1) 地球温暖化対策
2) グリーンインフラによる課題解決
1) ネイチャーポジティブ経営に向けた経済の実践
1) 生物多様性の理解
2) 水質保全に向けた理解
1) 効果的・継続的な協働・連携の体制づくり
2) 様々な連携による地域課題の解決・地域の活性化

2 施策の展開

1 健全な生態系と水循環の保全

本市の保護地域は約7.6%であり、今後、本市として国家戦略の行動目標の一つである30by30目標にどれだけ貢献できるかが求められます。このため、本市の現存の保護地域・自然共生サイトに加え、地域生物多様性増進法に基づく「維持・回復・創出」を目指したサイトの認定支援等により生物多様性の保全が図られている区域を増やしていきます。また、地域の特性を踏まえ、それぞれの水環境と生態系の質を向上させ、都市部ならではの生態系及び水循環を保全していきます。

(1) 達成の方針

- 自然共生サイト認定に向けた増進活動実施計画の策定を支援し、生物多様性の保全が図られている区域を増やすことで、質の高い生態系ネットワークの形成と生態系サービスの強化を図ります。
- 蓄積した生きもののデータをデータベースにより「見える化」し、専門家の意見を取り入れながら解析・評価、適切な施策を設定することで、豊かな生物多様性を維持します。
- 市内の自然度の高い優れた水辺環境や歴史的な環境をもつ緑の空間、市街地空間に残された緑の保全と敷地の緑化を推進し、人と生きものが共生するまちづくりを進めます。

(2) 目標管理のための指標

施策	項目	最新 (R6)	中間目標 (R7)	目標 (R12)
生物多様性の維持・回復・創出	「維持型・回復型・創出型」自然共生サイトの申請にむけた計画策定数	0件	3件	8件
	水生生物調査における確認種数の増加	—	—	前回調査比5%増
健全な水循環と安全で美しい水の確保	公共用水域環境基準達成率（BOD75%値）	98%	98%	100%
	整備促進エリアの完了数（現行）	16か所	20か所	5年間で11か所

(3) 推進する施策

1-1 生物多様性の維持・回復・創出

1) 重要拠点の保全

ア 生物多様性の現状把握

市内にどのような動物や植物が生息・生育し、その生息・生育環境がどのようになっているのかを把握することは、生物多様性保全上の課題の整理や方針を検討するうえでの重要な情報となることから、市民・企業等と連携した調査を推進します。

❖ 生物多様性の現状把握

市民や企業等、様々な主体によって市内の動物や植物の生息・生育状況を継続的に調査し、生物多様性の現状の把握に努めます。

❖ データ収集・蓄積と公開

市内の学校、企業等とネットワークを形成し、幅広くデータを収集・蓄積する仕組みを構築します。また、公開方法についても、データの正確性や希少種の保護の観点から検討します。

❖ 新たな手法の検討によるモニタリング体制の強化

従来の現地調査型のモニタリングだけでなく、環境DNAによる魚類調査や、ドローンを活用した植生調査など、様々な手法による持続可能なモニタリングの検討を行います。

❖ 生きものデータベースによるデータの可視化・活用

地理情報システムをベースとしたデータベースに調査結果を可視化し、専門家の意見を取り入れながら解析・評価することで、環境学習の資料、開発行為への参考情報の提供、生物多様性評価・保全のための指標づくり等に活用します。

水生生物調査

本市では市内4河川で、年度ごとに調査項目を変えながら水生生物調査を約20年間継続しています。調査では、外来生物や希少種など多様な生きものが多数確認されており、その結果を分かりやすくまとめ、さいたま市のホームページで公開しています。

また、魚類調査では環境DNAの手法を用いた調査を実施しています。

今後は、従来の採取・目視によるモニタリングに加え、環境DNAのような比較的新しい技術を用いた手法についても検討していきます。

生物学的な水質判定 【方法】

● 生物学的な水質判定法とは

水質（汚濁の度合い）とそこに生息する生物種との間に関係があることを利用して、生物種から水質を判定する方法のことです。

化学分析が瞬間値であるのに対して、長期間の水質変動の平均的な様相を知ることができる点が特徴です。

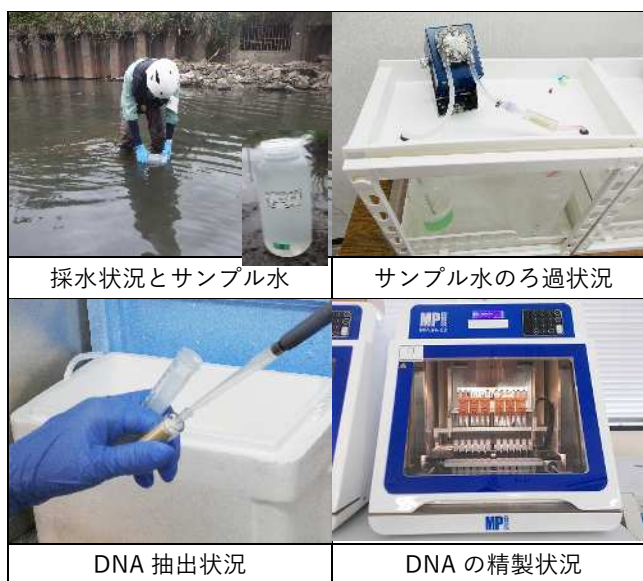


さいたま市水生生物公開資料（一部抜粋）

環境DNAとは、土壌や水などの様々な環境中から採取される生物由来のDNAのことです。

環境DNAを解析することで、その環境に生息する、または過去に生息していた生物を網羅的に把握でき、他に特定の種が生息しているかどうかを判定できる手法です。令和7（2025）年度の調査では、その手法を実施しています。

これまで蓄積してきた従来の生物調査手法での結果と比較することで、新たな技術手法の可能性についても科学的に検証できます。



環境 DNA 調査結果

イ 自然共生サイト認定・管理に向けた取組の推進、支援

本市内では、桜環境センター、緑のトラスト保全第1号地「見沼田圃周辺斜面林」、大宮南部浄化センターが環境省の自然共生サイトの認定を受けています。それぞれの認定エリアを管理するだけでなく、周辺に残る豊かな環境とネットワークを形成することで地域全体の生態系の質の向上を図ります。

また、公共施設以外の民間等の活動場所での自然共生サイトの認定に向けた取組を促進し、生物多様性の保全が図られている区域の増加を図ります。

❖ 連携増進活動協議会の設置

地域生物多様性増進法に基づく、自然共生サイトを中心とした協議会を設置し、公民学が連携して、周辺地域の課題等の解決を目指します。

❖ 企業等の自然共生サイトへの申請促進

公共施設だけでなく、民間企業等が所有・管理する場所での自然共生サイトの申請を促進し、生物多様性の保全が図られている区域の拡大を図ります。また、申請にあたっての情報提供等の支援を行います。

❖ 生物多様性の回復と創出の促進

耕作放棄地や未利用地等、生物多様性の保全が不十分な土地における管理計画を策定し、自然共生サイトへの認定を目指すとともに、自然保護への意識の醸成を図ります。

さいたまみんなの生きもの調査（市民参加型生きもの調査）

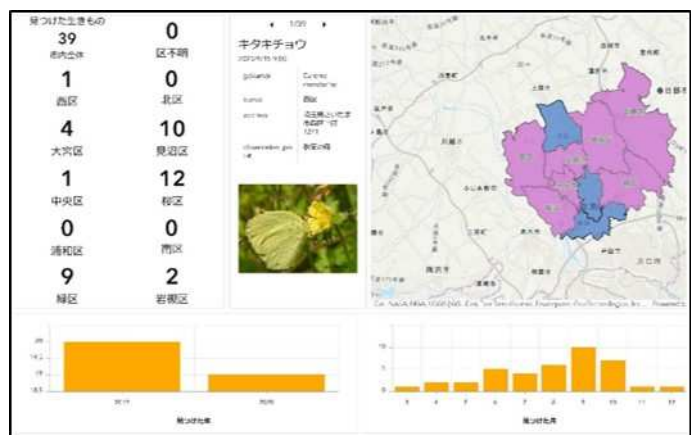
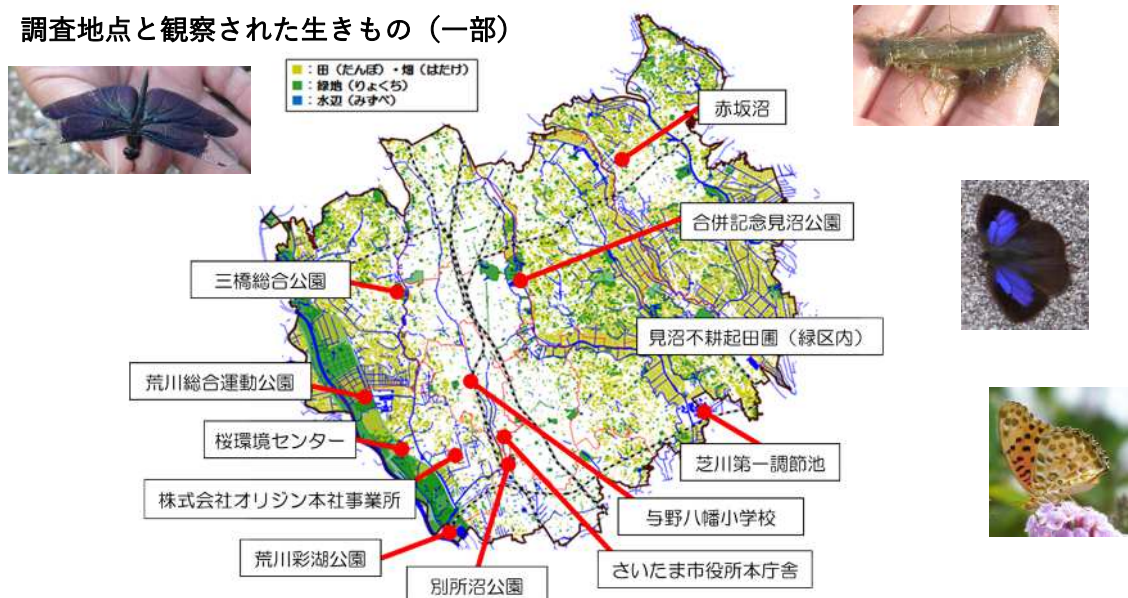
市民の生物多様性への理解を深めるとともに、現状把握及びデータの蓄積を目的に市内に生息するトンボとチョウを対象とした「さいたまみんなの生きもの調査」を、実施しています。

トンボは幼虫がヤゴと呼ばれ水中に生活するなど、水環境と密接な関係をもっており、トンボについて調査することで、その地域の水環境を推定することができます。

チョウの幼虫は種ごとに異なる草を食べるなど、植物と密接な関係をもっており、チョウについて調査することで、その地域の植生を推定することができます。

調査員は市民の方を公募しており、必要な知識習得のための研修も行い、技術の向上を目指します。

調査地点と観察された生きもの（一部）



上：調査地点の様子（与野八幡小）
下：実地研修会の様子（大宮公園）

本市では、この「さいたまみんなの生きもの調査」を拡大・継続していくとともに、他の調査と併せてデータの収集・蓄積を継続し、データベースの充実を図っていきます。

2) 生態系ネットワークの構築

ア 里山等の保全と再生

市内の雑木林や屋敷林等は、郊外部にある緑の空間の拠点であり、タヌキやイタチ等の中型の哺乳類等の生息地になる等、市内にすむ動物や植物が生息・生育するうえで重要です。

これらの貴重な緑の保全・再生を図りつつ、市民等と連携した水と緑のネットワークの形成を推進します。

❖ 法令に基づく緑地の指定

市内に残った樹林地等の良好な自然環境を有する緑を、特別緑地保全地区や自然緑地、保存緑地に指定し保全を図ります。

❖ 市民ボランティアとの協働による緑地の保全

みどり愛護会等による緑地での樹木剪定や下草刈り等の保全活動を支援します。

❖ ナラ枯れ等の被害の防止

ナラ枯れや特定外来生物による被害防止のための技術的講習会や、防止活動の支援を実施します。

❖ 実証実験による施策の展開

耕作放棄地等における里山再生のための実証実験を実施し、そこで得られたデータを解析し、環境学習への活用や他の土地への水平展開を目指します。

イ 公園等における生物多様性の保全

公園等は都市部にあるまとまった緑の空間であり、市内の生態系ネットワーク形成上の拠点としても重要な機能を果たしています。公園等の中にある小さな茂みがバッタ類の生息地となるなど、少しの配慮でビオトープとしての機能が充実することから、公園や緑地、公共施設や未利用市有地等での生物多様性を保全します。

❖ 生物多様性に配慮した公園等の整備

公園等の公共施設や事業地内の自然環境を考慮し、生物多様性に配慮した公園づくりや公共施設整備を推進します。

❖ 公園におけるビオトープ空間の創出

新規公園や未利用市有地や既存公共施設において、生きものの生息・生育空間となる石や木を積む、草刈りを長めにするなど、製作や維持管理が簡便なビオトープづくりを検討します。



図 4 1 湿地帯が広がる合併記念見沼公園
(見沼区)



図 4 2 四季折々の花を楽しむことができる
大宮花の丘農林公苑 (西区)

ウ 農地の保全

生物多様性に配慮した農地を適切に管理することは、都市の緑を保存し、様々な生きものの生息・生育場所を提供することにつながります。このため、環境負荷低減に配慮した環境保全型の農業や、そこで生産された農産物の付加価値の形成等を通じて、生きものと密接な関係を有する農地を維持し、生物多様性の保全を図ります。

❖ 生物多様性の保全等、多面的機能を持つ農地の保全

農地の有する国土の保全、水源の涵養等多面的機能の維持発揮を図るため、多面的機能支払交付金を活用し、共同活動への取組を推進します。

❖ 環境保全型農業で生産された農産物のブランド化を推進

市民がさいたま市産の有機農産物を購入する機会や、有機農産物の魅力を知る機会の創出を図り、知名度向上への取組を実施します。また、地元特産品を活用した加工品による付加価値創出のため、生産者と加工者のマッチングを行います。

❖ スマート農業の普及促進

AIやスマート農業等の先進技術に関する、実演・研修会、試験栽培の実施を通じた情報発信及び導入への支援を実施します。

❖ 地球温暖化防止、生物多様性保全に効果の高いエコ農業への支援

国の実施する環境保全型農業直接支払交付金事業に基づき、さいたま市エコ農業直接支援事業により、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業を実施する団体を支援します。

❖ 気候変動対策に関する取組

国や県、研究機関、農業関連団体等と連携し、温暖化に対応した品種、栽培技術、農業技術の普及や、病虫害の増加への対応のための支援策や情報提供を実施します。



図 4 3 耐暑性品種比較試験（左）と温暖化による着色低下防止資材試験（右）

エ 身近な緑づくり

日常の中で触れ合える身近な緑は、生きものの生息・生育空間となるだけでなく、市民の憩いの場としても大きな役割を果たすことから、街路樹、公共施設、学校等都市空間や市街地部にある身近な緑づくり活動を推進します。

❖ 市民との協働による花いっぱい運動の支援

「さいたま市花いっぱい運動推進会」の参加団体による、駅前・公園・公民館等の公共用地における花壇活動を支援し、花と緑の豊かなまちづくりを推進します。

❖ 市民農園、栽培収穫体験農園の推進

市民農園の運営及び栽培収穫体験農園、観光農園等の開設支援を推進します。

❖ 公共施設の緑化推進

公共施設においては、緑化技術の工夫・整備により、建物・敷地における市内緑化の先導的役割を果たします。また、学校では自然とのふれあいを促す敷地内緑化を行い、学校への愛着を持つことができる緑づくりを進めます。

❖ みどりの条例に基づく開発行為に伴う敷地内の緑化

民間施設においては、緑化基準に基づく緑の確保や周辺環境の向上に寄与する質の高い緑化を促進します。



図 4 4 緑のカーテン（さいたま市役所、西区役所）



図 4 5 花いっぱい運動（指扇駅南口、大宮区東町花壇）

オ 生態系ネットワークの形成

市内に多くの生きものが生息・生育し、生物多様性が確保されるためには、拠点となる生息・生育地の配置、連続した緑や水辺による移動空間の確保等による生態系ネットワークの整備が必要です。市内の緑や水辺の配置を踏まえ、重要拠点の保全や里山の維持管理の施策により、生きものの生息・生育地の再生や創出等を行うことで、郷土種や在来種の活用など生物多様性が確保される良好な生態系ネットワークの形成を推進します。

❖ 河川等の水辺環境の保全

生きものの生息・生育地となる河川やその周辺の湿地環境等の保全に努めます。

❖ 公園の整備・保全

緑のネットワーク及び良好な都市環境を形成するため、公園等を整備・保全することで、身近な緑の保全・創出を図ります。

❖ 生物多様性に配慮した事業計画の推進

公園の緑地や河川の整備等、各分野の計画において、環境部局との協議を実施し、生物多様性への配慮が盛り込まれるよう努めます。

3) 外来生物対策

ア 外来生物、有害鳥獣等に関する適切な対応の推進

外来生物は、国内外の本来の生息・生育地を離れて本市に侵入してきた動物や植物です。アレチウリのように大量に繁茂し、在来の植物を駆逐してしまうなど、外来生物や有害鳥獣等は市内の生態系や生活環境に影響を及ぼしています。市内の外来種の分布状況の継続的な調査により、外来生物による影響を把握するとともに、国や県とも連携しながら、外来生物や有害鳥獣の防除等の対策を推進し、市内の生態系や生活環境を保全します。

❖ 防除計画に基づく侵入・拡散防止と防除

「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、アライグマの捕獲による防除策を実施するとともに、アライグマが繁殖する環境を抑止するための普及啓発を推進します。

❖ 新たな特定外来生物の侵入・拡散防止と防除

令和6(2024)年度には、市内で初めてクビアカツヤカミキリによる被害が認められ、今後も被害の拡大が予測されます。このため、他の新規の外来生物を含め、早期発見、早期防除を進めて、市内の農作物等の植物を被害から守ります。

❖ 防除対策に関する情報発信や助言の実施

SNSや市報を活用した市民向けの情報発信を強化するとともに、出前講座を実施し、外来生物に対する知識を深め、市民参加型の防除対策を推進します。また、公園管理者等、サクラなどを管理する管理者向けの研修等を実施し、正しい防除策の普及啓発を進めます。

❖ 外来生物の調査

市内の動物や植物の生息・生育状況の継続的な調査により、外来生物による影響を把握に努めます。



クビアカツヤカミキリ



オオキンケイギク

図 4 6 市内で確認された外来生物

1-2 健全な水循環と安全で美しい水の確保

荒川や元荒川等の骨格となる水辺の流域は、水を循環させる“通り道”としての役割以外にも水質浄化、洪水調節、地域の生態系保全、昔ながらの景観維持など多くの役割があります。

しかし、本市の水辺流域にはその役割を果たしきれていないものがあるのも現状です。役割を果たしている環境はそのまま維持・保全し、減少しつつある湧水や小河川・水路等は復活させる必要があります。

そのためには、本市の水辺の実態を把握するとともに、緑地の保全や整備による地表面被覆の改善、雨水の地下浸透等により健全な水循環の保全を図ります。



図 4 7 広がりある水と緑の景観を作り出している荒川



図 4 8 元荒川の流れとその周辺の緑

(1) 推進する施策

1) 地下水の涵養、湧水の維持と復活

ア 定期的な河川流量や地下水揚水量等の調査

本市を流れる大小の河川や水路の流量の安定や、地盤沈下量が抑制されていることは、水循環が健全であることを示しています。定期的に河川流量や地下水揚水量等の状態を調べることで、市内の水循環の状態を把握します。

❖ 主要河川の流量調査

河川流量は、水質や生きものの生息・生育条件に関わり、市民ニーズも高いため、埼玉県の測定計画に基づく調査により、流量の把握に努めます。

❖ 地下水採取量の監視

地下水揚水量は、事業者の意識向上とともに年々減少していますが、使用実態について引き続き把握に努めます。

❖ 地下水位のモニタリングによるデータの活用

国の地下水データベース等による情報収集をしながら、市内の地下水位の効果的なモニタリング手法を導入し、健全な水循環に向けたデータの活用方法を検討します。

イ 緑の保全と育成

本市の樹林地や公園等の緑地、田畑等の農地には、雨水を地下に浸透させ、地下水を涵養する機能があります。そのため、緑の創出や緑地の保全に努めます。

❖ 街なかにおける緑の創出

公園の新設や道路整備等に合わせて、雨水を集水するグリーンインフラの設置を行うとともに、植栽の良好な育成を図ることで、雨水浸透及び保水・遊水機能の向上を図ります。

❖ 法令に基づく緑地の指定

市内に残った樹林地等の良好な自然環境を有する緑を、特別緑地保全地区や自然緑地、保存緑地に指定し保全を図ります。

ウ 持続可能な農地の利用

地域の健全な水循環の確保、水や生きものの持続可能な利用を促進するため、環境に配慮した農地の保全と活用を図ります。

❖ 地下水の涵養等、多面的な機能を持つ農地の保全

農用地、水路等の地域資源は、食料生産のためだけではなく、自然環境の保全や良好な景観の形成等、多面的機能を有しています。このような資源の保全とその質的向上を図るため、農業者だけではなく、地域住民や自治会などで行う地域ぐるみの共同活動への支援を行います。

❖ 農業基盤整備事業による農地の有効活用の推進

農業生産性の向上及び農業構造の改善を実現することにより、食料供給力の確保、水田整備による国土の保全を通じた健全な水循環の形成を図ります。

❖ 農業用水路の整備・維持管理

農業水利施設は農業生産性の向上のみならず健全な水循環を形成するなど多面的な役割を發揮しているため、老朽化している施設等の整備、維持管理を推進します。

エ 水資源の有効利用の促進

地球上には多くの水がありますが、私たちが資源として使うことのできる水は地球上の0.008%に過ぎないとされています。水が貴重な資源であることを踏まえ、雨水や中水を利用するなど、資源としての水の有効利用を推進します。

❖ 下水道における水の有効利用

下水処理センターの処理水を再生水の原水として、埼玉県の浄化プラントへ供給します。

❖ 安定した給水の確保

漏水などにより流出する水の量を減らすため、原因施設の改善、調査技術の向上を図ります。



図 4 9 見沼代用水東縁に面する緑のトラスト
1号地斜面林（緑区）



図 5 0 自然豊かな赤坂沼と周辺の斜面林
（岩槻区）

2) 水辺の整備

ア 水辺の整備

河川や水路沿いの遊歩道、公園内の水辺には、散歩散策や水あそび等の市民の利用が多いところもあり、貴重な憩いの場となっています。地域に応じた水辺の整備、創出に取り組みます。

❖ 都市公園等における水辺環境の整備

大規模な都市公園やその隣接区間において、水辺に触れ合える空間の創出に努めます。

❖ 親水空間の維持管理

河川沿いに整備された親水空間の草刈、清掃等の維持管理を行うことで、魅力的な空間の確保に努めます。また、新たに整備する際には、治水を優先しながらも周辺環境に配慮した工法等の採用を検討します。

❖ 水辺の清掃活動の支援

水辺のサポートなど、市内の水辺空間の保全活動を実施している団体に対し、物資援助などの支援を行います。

❖ 多自然川づくりの推進

特定の河川整備においては、可能な範囲で環境と治水の調和を図る多自然川づくりを推進します。



図 5 1 芝川から臨む新都心の眺望



図 5 2 荒川第一調整池内に整備された
荒川彩湖公園（桜区）



図 5 3 準用河川新川改修事業
（多自然川づくり）
植生によって被覆される資材を使用



図 5 4 住宅地に水と緑の空間をもたらす
高沼用水路

3) 水質の保全

ア 水質の改善に係る事業・施設整備の推進

市民生活や事業活動において河川等へ排出している汚濁負荷を軽減するため、公共下水道の整備や接続率の向上、公共用水域への排出者に対する監視・指導等の排出源対策を推進します。

❖ 下水道整備の推進

市民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全のため、合併処理浄化槽との役割分担のもと、公共下水道による污水处理が効果的な区域の整備を推進します。

❖ 下水道接続率の向上

公共下水道整備済み区域の未接続世帯への接続指導を実施し、下水道接続率の向上を図ります。

❖ 合併浄化槽転換の普及促進

単独処理浄化槽等は設置してから年月が経過し、公共用水域の汚濁の主要要因になり、悪臭等の生活環境にも影響を与えるため、合併処理浄化槽への転換を促進します。

❖ 浄化槽台帳の整備の推進

浄化槽台帳システムを整備・活用することで、効果的な維持管理指導に努めます。

❖ 浄化槽維持管理適正化事業

浄化槽の性能を正しく発揮するために、設置者に対する、保守点検、清掃、法定検査の指導啓発することで、浄化槽の適正な維持管理を促進します。

❖ 工場・事業場排水の監視・指導

市内事業場の経年劣化や突発的事故、不適正な排水処理による水質汚濁を防止するため、法例に基づく立入検査体制の構築による、排水の監視・指導の充実を図ります。

❖ 異常水質事故への対応

地理情報システムを活用することで、公共用水域の水質異常事故への迅速的な対応を図ります。

❖ 生活排水対策の啓発

家庭からの生活雑排水による排水路等の汚濁負荷量を削減するため、油を流さないなど、家庭や小規模事業所の生活雑排水対策に関する啓発を実施します。

イ 土壌・地下水汚染対策の推進

地下水汚染の監視や排出事業者に対する指導、開発行為実施時の土壌汚染対策の実施、地下水揚水量の監視による人為的な地盤沈下対策の推進等、土壌・地下水汚染対策を推進します。

❖ 汚染土壌や地下水の監視指導

土壌汚染対策法や条例に基づき、届出事業者等に対する汚染物質の拡散防止や浄化対策の指導を継続します。

❖ 地盤沈下の防止

事業者の揚水量は年々減少していますが、引き続き、法令に基づく汲み上げ量の監視を実施します。

ウ 定期的な水質調査・監視の充実

市内の河川や水路等の水質の状態を把握し、水環境の保全に関する取組の状況や効果の把握、新たに生じた水質汚濁等の問題の速やかな確認を行うための調査、監視を継続的に実施します。

❖ 公共用水域・地下水の水質調査の充実

公共用水域の水質及び地下水質の汚濁状況、生活系の汚濁状況を把握するため、埼玉県との測定計画に基づく定期的な水質調査や、生活排水調査を実施します。

❖ 水道法に定められた項目の水質検査による安全性・信頼性の確保

水道法に定められた測定項目について、水質検査計画に基づく検査を実施し、安全性・信頼性の確保に努めます。また、ホームページ等で迅速に情報提供をします。

❖ 新規有害物質等の監視対応

ダイオキシン類や、本市で令和6（2024）年度に新たに指針値超過した有機フッ素化合物（PFAS）などの有害化学物質等について、発生源調査や定期モニタリングの強化を図ります。

エ 水質に係る調査研究の推進

河川や地下水の水質調査に加え、地域特性や住民ニーズを踏まえた良好な水環境を構築するための調査研究を推進します。

❖ 河川等の水環境の状況を把握のための研究の推進

国や地方環境研究所との共同研究に参加し、最新の調査方法等の導入により、さいたま市の水環境の迅速な把握を行います。

❖ 有害化学物質等の河川等への影響評価に関する研究の推進

既に指針値が設定されているPFOS及びPFOAに加えて、規制動向が顕著なPFASとの一斉分析を行い、市内河川においての実態調査の研究を推進します。

❖ 地理情報システムを活用した、市内河川環境情報の発信

さいたま市健康科学研究センターが開設しているホームページ「サイエンスなび」において、地理情報システム（GIS）を活用し、市内の水質情報等の発信を行います。

4) 水防災

ア ハザードマップ等防災対策の推進

市民等に対し、水害等の自然災害への備えを促すため、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの整備やその周知、災害発生時の避難情報の発信等、防災対策を推進します。また、台風・豪雨による水害等の被害の防止・軽減のため、国と地域との連携等により河川等の整備を推進します。

❖ ハザードマップの整備と周知

内水・洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップを定期的に更新し、市民等へ周知します。

❖ 水位情報システムの改良と周知

水位情報システムにより、大雨時における河川、下水道、道路の水位に係る情報を一元化し、今後も市民がより充実した情報を得るための機能の追加等に努めます。

❖ 洪水、内水対策の推進

水害対策となる河川改修や雨水を貯留・浸透させる施設の整備等、総合的な治水対策を併用して進め、浸水被害の軽減と健全な水循環の維持を図ります。



図 55 水位情報システム

イ 雨水貯留浸透施設の整備

都市部や市街地部における雨水の地下浸透機能を確保するための雨水浸透ますの整備の促進や雨水を適切に排除するための河川・公共下水道の整備を推進します。

❖ 街なかにおける雨水浸透機能の向上と流出の抑制

「さいたま市総合雨水流出抑制対策指針」に基づき、都市部や市街地部における雨水浸透施設、雨水貯留施設等の整備を推進します。

❖ 河川の整備・改修

浸水被害の軽減と健全な水循環を図るため、流域貯留浸透施設等の整備を含めた、河川の整備・改修を推進します。

ウ 公共下水道の整備・適切な維持管理

健全な水循環を維持するためには水インフラである下水道の果たす役割が重要であるため、効率的な整備と合わせ適切な維持管理を推進します。また老朽化した施設の計画的な管理と改築更新を行います。

❖ 公共下水道の整備と維持管理の推進

公共下水道の整備効果がある区域において、水インフラの下水道整備を行います。また、老朽化した下水道管の破損や不具合による道路陥没や腐食の恐れがある管路において予防・保全の観点から、点検・調査のマネジメントを推進します。

❖ 老朽化施設の改築更新と耐震化の推進

老朽化する施設の維持管理を起点とした計画的な改築更新と災害時における下水機能を確保するための耐震化を推進します。

❖ 持続可能な維持管理と官民連携の導入

老朽化による維持管理・点検・調査費用、改築対策の増加に対応するため、ウォーターPPPの導入を検討するなど、官民連携した効果的な維持運営を図ります。

2 自然資源を活用した課題解決と行動変容の促進

本市では、市民・企業とも、自然資本の価値に対する認識がまだ高くないと考えられます。本市は人口130万人を超え、一人ひとりが水や生きものに対する価値を再認識し、行動変容を起こすことで、ネイチャーポジティブの実現へ貢献する可能性を秘めています。

このため、みぬま見聞館の拠点化、生きものデータベース整備等、環境学習環境の更なる充実を図り、市民が行動変容できるための選択肢の提示をします。

(1) 達成の方針

- 市民がネイチャーポジティブの実現に向けて、地産地消や省エネなど、生物多様性や健全な水循環に配慮した行動を自然に起こせるようになっている。
- 密接に関連しあう生物多様性と気候変動の取組を、2030年までに一体的に行える体制が整っている。
- 行政がグリーンインフラの取組を情報発信することで、生きもの（緑）の価値を「見える化」し、様々な主体がグリーンインフラの取組を実践している。
- 市内企業のネイチャーポジティブ経済についての理解が進み、自社の経営判断に取り入れられるようになっている。

(2) 目標管理のための指標

施策	項目	最新 (R6)	中間目標 (R7)	計画 (R12)
自然の機能を活かした社会課題の解決 (NbS)	適応策に資する事業数	20事業	23事業	28事業
ネイチャーポジティブ経済の実践	ネイチャーポジティブ経営に向けたセミナーの開催数	—	—	5年間で5回
水・生きものの恵みを実感した行動変容	生きもの調査に参加した市民の延べ人数	280人	—	600人

(3) 推進する施策

2-1 自然の機能を活かした社会課題の解決（NbS）

1) 地球温暖化対策

ア 気候変動への適応

気温や降水量が変化することは、生物多様性の第4の危機となっており、もともと熱帯地方に生息している動物が日本に定着するなど、生物の生息・生育基盤に大きな影響をもたらします。

「脱炭素社会に向けた持続可能な都市」の実現へ向け、温室効果ガス削減のための省エネルギー化の推進、持続可能なエネルギー政策の推進などの緩和策や、気候変動適応計画の各種施策※に取り組むことで、気候変動対策と生物多様性のトレードオフを回避・最小化し、シナジー効果を発揮しながら、動植物の生息・生育環境を保全していきます。

※「第2次さいたま市環境基本計画 気候変動適応計画」及び「さいたま市地球温暖化対策実行計画 第6章」に掲げる施策

2) グリーンインフラによる課題解決

グリーンインフラは、自然環境が有する多様な機能を、社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方です。グリーンインフラの「グリーン」は「ネイチャー（自然）」であり、樹木等の「緑」のみならず、土壌、水、風、地形といったものも含まれます（グリーンインフラ成長戦略2023による）。

近年、グリーンインフラの概念については定着してきていますが、今後の社会情勢に合わせ、一層普及させるとともに、ネイチャーポジティブの実現、水循環機能の回復等、あらゆる場面で実装させていくことが求められています。

本市の緑の基本計画と連携し、緑の将来像である「みどりの豊かさを感じる 快適なまち さいたま」の実現に向けた各種施策に取り組むことで、生態系ネットワークの確保や、激甚化傾向にある水循環の健全化を図ります。

緑の基本計画

令和5年、市民・事業者・行政等の緑に関する多様な主体と新たな緑のまちづくりの将来像や基本方針等を共有するため、「さいたま市緑の基本計画」を改定しました。本計画では、自然が有する多様な機能を生かすグリーンインフラの取組を推進し、緑の将来像「みどりの豊かさを感じる 快適なまち さいたま」を実現するために、4つの基本方針を掲げています。

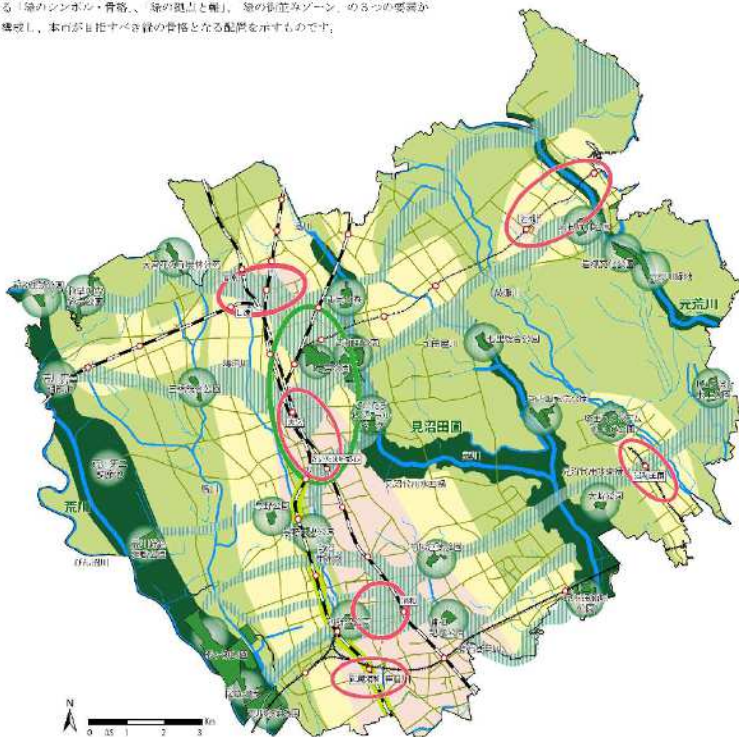
さいたま水と生きものプランは、当計画と連携しながら、グリーンインフラによる生態系サービスの向上や雨水浸透機能の解決に取り組んでいきます。

緑の基本方針

1. 緑を通じて都市の魅力・活力を高め、選ばれる都市をつくります
2. 身近な緑を享受し、日々を快適に過ごせる都市をつくります
3. 緑を生かして都市の強靭性を高め、安全・安心な都市をつくります
4. 地域における緑のマネジメント体制を構築し、緑のまちづくりを支えます

《緑の将来像図》

緑の将来像図は、本市の緑の構造や土地利用の方向等を踏まえ、緑の機能が発揮できる「緑のシンボル・骨格」、「緑の拠点と軸」、「緑の街並みゾーン」の3つの要素から構成し、本計画に目指すべき緑の骨格となる配図を示すものです。



緑のシンボル・骨格	<ul style="list-style-type: none"> 緑のシンボル 緑のシンボル 河川・水路と道路の緑 緑のシンボル 緑のシンボル 	<ul style="list-style-type: none"> 市域を貫く荒川、元荒川、荒川 生活圏となる大宮公園内、緑道、緑道、緑道 健全な水循環、緑の街並み 中心・副都心の駅周辺を中心とした緑の街並み 地域の緑上から緑の街並み
緑の拠点と軸	<ul style="list-style-type: none"> 緑の拠点 緑の軸 緑の軸 緑の軸 	<ul style="list-style-type: none"> 市域のさまざまな河川、川や池の緑上 公園、緑地、緑地 公園、緑地、緑地 公園、緑地、緑地
緑の街並みのゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 緑の街並みのゾーン 緑の街並みのゾーン 緑の街並みのゾーン 	<ul style="list-style-type: none"> 自然と調った緑の街並み 緑の街並み 緑の街並み

2-2 ネイチャーポジティブ経済の実践

1) ネイチャーポジティブ経営に向けた経済の実践

ネイチャーポジティブの実現に向けては、企業の役割も非常に重要となります。令和6(2024)年3月に策定された「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」では、企業が自然資本と適切に関わる「ネイチャーポジティブ経営」を実施することが企業の価値創造に結びつくことが示されています。しかしながら、ネイチャーポジティブ経営に対する企業の理解はまだまだ深いといえません。企業の価値向上のためにも、今後のネイチャーポジティブ経済へ移行できるための契機や情報を提供していきます。

ア 企業への情報提供

❖ ネイチャーポジティブ経営に向けた情報提供

企業が自然環境に配慮した経営を行うことは、リスク管理やブランド価値の向上に寄与すること認識できるよう、セミナー等の開催や教育プログラムを実施するなどして普及啓発を行います。

❖ ネイチャーポジティブ経営に向けた支援体制構築の検討

中小企業がネイチャーポジティブ経営に向けた取組を実践しやすくなるよう、インセンティブを付与する体制の構築を検討します。

❖ さいたま市のグリーン購入の推進

さいたま市が率先して生物多様性に配慮した物品の調達を推進することで、市内企業の意識を高め、需要転換を図ります。

イ 企業の意識啓発

❖ ネイチャーポジティブ経営に向けた意識啓発

企業へ「TNFD」や「SBTs」などの情報提供を行い、枠組みへの参加を促すことで、市内企業のネイチャーポジティブ経営への移行を目指します。

❖ 企業の取組の積極的な情報発信

市内企業のサプライチェーンの構築や、生物多様性に配慮した製品・サービスの普及など、ネイチャーポジティブ経営に向けた取組を市報やSNSを通じて積極的に情報発信していきます。

❖ 企業が所有する土地での生物多様性保全活動の促進

企業が所有・管理する土地の自然共生サイトや優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)等への申請を促進し、企業の価値・取組の見える化を促進します。

❖ 企業のニーズを把握した取組の促進

自社での取組が難しい企業に対し、地域の活動や自然共生サイトを中心とした協議会への参加を促すなど、企業それぞれのニーズを的確に把握し、様々な手法による企業のネイチャーポジティブ経営への移行を促進します。

2-3 水・生きものの恵みを実感した行動変容

1) 生物多様性の理解

ア 地域の自然に係わる歴史文化の継承

本市の歴史・文化資源である氷川参道のケヤキ並木、田島ヶ原のサクラソウ自生地など、地域の生きものの恵みから生まれ、伝えられてきたものがまだ多く残っています。市民と生きものの関わりの歴史を継承することで、地域の理解を増進し、地域の貴重な歴史文化資源として活用します。

❖ 歴史・文化的な生きものの情報発信と保全・継承

多くの方が氷川参道のケヤキ並木など、生きものから生まれた、本市の歴史や文化に関心を持つよう、積極的な情報提供・PRを行います。また、これらを保全・継承するための人材育成等の取組を推進します。

❖ 歴史・文化的を形づくる生きものを活用した地域振興

田島ヶ原のサクラソウ自生地など、歴史的・文化的資源を活用した地域振興を推進します。

特別天然記念物 田島ヶ原サクラソウ自生地の保存について

田島ヶ原サクラソウ自生地は国の特別天然記念物に指定されており、昔からの風景を残しています。しかし、近年、地下水位の低下による乾燥化など、自生地を取り巻く環境は大きく変化しており、サクラソウの株数は減少しています。このため調査分析や研究に基づき、サクラソウを始めとした自生地の適切な保全に努めます。



イ 生物多様性の理解の促進・人材育成

生物多様性を保全していくためには、市民・企業等が生物多様性について、身近な自分自身の問題として捉え、生物多様性に配慮した選択をし、行動に結びつけていくことが求められます。また、ネイチャーポジティブなど、新たな概念等についての理解を深めていくことも必要です。本市は人口約130万人を有し、一人ひとりが行動変容を起こすことで、ネイチャーポジティブの実現に向けた大きな力となります。

このため、市民が生物多様性やネイチャーポジティブについての理解を深め、行動につなげる契機を、本市にある多くの環境教育拠点や施設を活用して提供し、人材育成を図ります。

❖ 環境学習会・出前講座の開催

みぬま見聞館を始めとする、生物多様性を学ぶことのできる施設で開催する自然観察・環境学習会や、小学校・中学校を対象とした出前講座等の開催により、ビオトープを活用した四季を通じた動植物観察及び体験講座を官民連携で実施します。

❖ 環境教育や自然体験活動イベントの企画・開催

企業や地域の活動団体等と連携し、見沼田圃の農地等を活用した環境教育や自然体験活動のイベントを企画・運営します。

❖ 市民参加型生きもの調査によるモニタリング人材の育成

市民の生きものへの関心を高め、理解を深めるために市民参加型の生きもの調査を実施します。また、調査方法の検討や調査に必要な技術・知識習得のための研修機会を設けるなど、市民が調査を継続できる体制を整え、モニタリング人材の育成に努めます。

❖ 援農ボランティア事業による人材の育成

農家の高齢化等への課題へ対応する為に、援農ボランティア事業農業研修を開催し、生産現場で活躍できるボランティア人材の育成に努めます。

❖ 学校ビオトープの管理・活用、ホタル飼育

市内の小中学校にあるビオトープを活用した観察会・飼育体験を実施します。

❖ 人材育成プログラムの実施

市民・企業の生物多様性の保全に関する理解を促進し、保護エリアの拡大など、ネイチャーポジティブの実現へ貢献できる人材を育成するため、みぬま見聞館等を活用した人材育成プログラムを実施します。

❖ ネイチャーポジティブへの理解の促進

自然への関心の有無にかかわらず、全ての市民・企業が生物多様性やネイチャーポジティブへの理解を深め、自然に配慮した選択ができるよう、国際生物多様性の日などをきっかけとして、市報・SNSの活用や、官民の施設への掲示等による幅広い普及啓発を行います。

2) 水質保全に向けた理解

ア 水環境に係わる歴史文化の継承

本市の水環境は、見沼通船堀や見沼の竜神など、古代から現代につながる人の営みとの関係で形作られてきたものです。市民と水の関わりを歴史を継承し、地域の理解を増進します。

- ❖ 水環境の歴史、文化的資源に関する情報を啓発、PRし、積極的に市民に紹介
多くの方が水環境から生まれた本市の歴史や文化に関心を持つよう、積極的な情報提供・PRを行います。また、これらを保全・継承するための人材育成等の取組を推進します。
- ❖ 指定史跡等の保存
「さいたま市文化財保存活用地域計画」に基づき、地域総ぐるみで史跡の価値を損なわないよう整備や保存対策を講じます。



図 5 6 江戸時代に開通した運河である見沼通船堀（緑区）

イ 水に関する教育と学習機会の確保

市民や企業の水環境の保全に関する理解の増進のため、関連情報提供の充実、水に触れ合う機会や環境教育・学習の機会を提供します。

- ❖ 学校教育における水環境の学習の支援
学校で環境学習資料に、水環境に関する資料を掲載し、小中学校への環境学習を支援します。
- ❖ 水循環に関する普及啓発の推進
水の日、水の週間などをきっかけとして、市民・企業が水循環への理解を深め、節水等の環境に配慮した選択ができるよう、市報・SNSの活用や、官民の施設への掲示等による幅広い普及啓発を推進します。
- ❖ 環境学習会・出前講座の開催
みぬま見聞館で開催する自然観察・環境学習会や、出前講座等により、実験を通じた体験によって、水環境・水循環への理解を促進します。
- ❖ 水と触れ合う体験講座の提供
ダムなどの水源地を訪問し、水の大切さや、水とのふれあいの中で、川を汚さないことの大切さを学ぶ野外水道教室を実施します。

3 様々なステークホルダーの協働による活動の推進

新たに施行された地域生物多様性増進法では、活動増進のための協議会の設立等が掲げられ、様々な主体が連携して保全活動に取り組むことが求められています。また、水循環の分野でも、流域総合水管理という概念が出てきており、個々の施策を有機的につなげていくことで、より効果的に健全な水循環の維持を図ることが必要となっています。このため、市民・企業・市内の様々な団体・分野、市域を超えた広域的な連携体制の構築と情報共有を図り、様々な主体がそれぞれの強みを活かしながら連携し、相乗効果を発揮しながらさいたま市の地域の課題の解決と活性化を目指します。

(1) 達成の方針

- 地域の連携・協働による取組が推進される体制が構築され、生物多様性に配慮した事業活動や市民団体が目的に応じて結び付き、協働による活動が活発に行われている。
- 協働の活動により、地域の活性化や、生物多様性の4つの危機などの社会課題に向けた解決が図られている。

(2) 目標管理のための指標

施策	項目	最新 (R6)	中間 (R7)	計画 (R12)
水循環・生物多様性保全に向けた広域的な連携・協働	生物多様性の保全につながる取組をしている市民の割合	5%	—	50%
	生きもの調査や保全活動に参加した企業・団体の数	39団体	—	70団体

(3) 推進する施策

3-1 水循環・生物多様性保全に向けた広域的な連携・協働

1) 効果的・継続的な協働・連携の体制づくり

ア 水環境・生物多様性の保全に向けた協働

市民、企業、学校、行政等のすべての主体のパートナーシップのもと、本市の良好な水環境形成や生物多様性保全活動が実施できるための体制づくりを行います。これらの保全活動を通じた人と人のつながりや地域の“絆”を深めることで、市域の良好な環境保全と創造を図ります。

❖ 連携による持続可能な地域保全活動の体制構築

活動団体の担い手の高齢化に伴い、これらの人々の協力により保全がなされてきた場所での活動が困難になっているため、新たな企業や学校の参加者を確保することで、持続可能な保全活動の体制構築を目指します。

❖ 連携による継続的モニタリング体制の構築

現在実施している市民参加型生きもの調査について、より多くの地点で継続的なモニタリングが実施できるよう、様々な主体が参画できる体制を構築し、モニタリングによる順応的管理を実施します。

❖ 新たなコミュニティの創出

水環境ネットワーク、見沼田圃で活動している団体など、様々な活動団体間の地域内交流を促進し、活動内容・エリアの拡大を図ります。

❖ 自治体間の連携・交流

生物多様性ネットワークや30by30アライアンス等のネットワークへ主体的に参画し、自治体間の先進事例や知見の共有、連携強化を図り、本市の取組についても積極的に情報発信していきます。

❖ 多様な資金調達による持続的な活動の展開

ゼロカーボン・生物多様性基金や文化財保存活用基金の活用など、多様な資金調達による財源確保を図り、様々な主体と水環境・生物多様性の保全の展開を目指します。

ゼロカーボン・生物多様性基金

気候変動と生物多様性への問題意識と危機感をあらゆる主体が共有し、持続可能なゼロカーボンシティの実現と本市の豊かで多様な自然環境の未来への継承に向け、市民・事業者・団体の皆様の寄附と市の積立金の受け皿となる基金を設置することで、温室効果ガス削減と健全な生態系の保全を安定的・効果的に進めることを目的としています。

基金の活用方法について

- 環境教育などの啓発活動
- ビオトープなどの整備
- 生物調査などの実施
- 再エネの普及促進



環境教育などの啓発活動

イ さいたま市生物多様性活動支援センターの設立

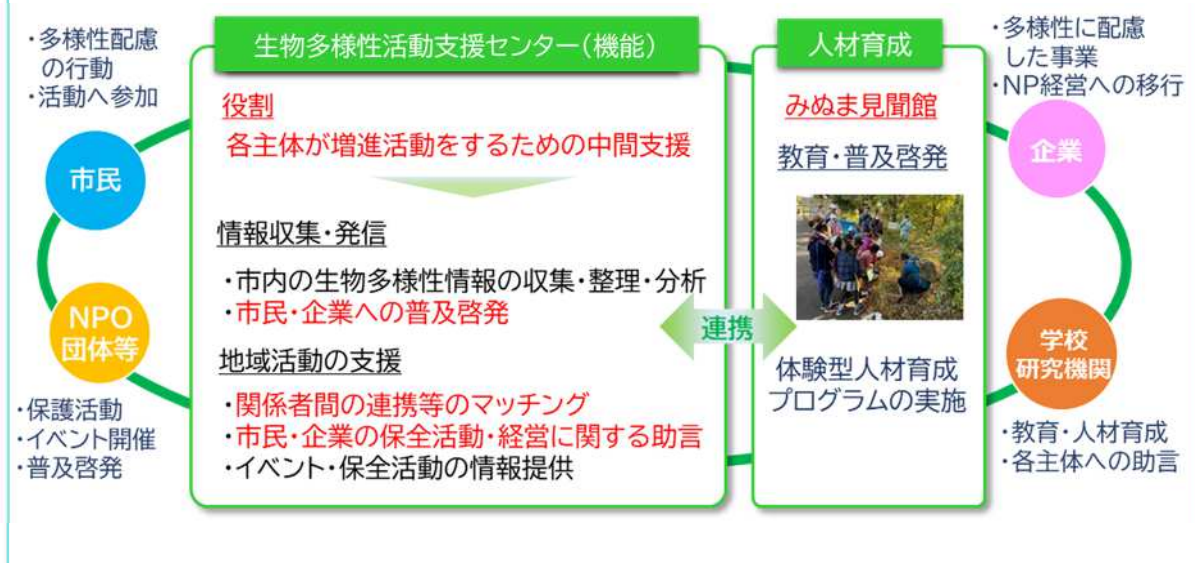
生きものの保全に関する重要性は理解しているものの、何から取り組んでよいのかわからない市民や企業の方が多くいます。このため、あらゆる主体を巻き込みながらネイチャーポジティブの実現を達成するために、各主体へ支援を行う「生物多様性活動支援センター」を開設し、市民や団体の増進活動等への積極的な参加や、企業がネイチャーポジティブ経営を实践できる機会を創出します。

地域生物多様性活動支援センターの役割

「地域生物多様性増進活動支援センター」は、地域生物多様性増進法に基づき設置する努力義務が地方自治体に求められています。

地域生物多様性増進活動支援センターは、地域に根差す中間支援組織として、関係者間における連携及び協力のあっせん、有識者の紹介、必要な情報の収集・整理・分析や助言などを行います。現在、埼玉県内では埼玉県と鴻巣市でセンターを設置しています。

生物多様性活動支援センターのイメージ



2) 様々な連携による地域課題の解決・地域の活性化

地域のことをよく把握している各主体が持つ知識や資源を活用し、協力して取り組むことで、より効果的な解決策が生まれます。また、その魅力を発信し、観光客等呼び込み、地域の活性化を目指します。

❖ 水環境・生物多様性保全活動の普及啓発

市民の水環境・生物多様性に対する理解と関心を深め、環境にやさしいライフスタイルが自発的に実践されるよう、イベント開催など、様々な方法で周知・啓発を行います。

❖ 生物多様性保全協議会等の設置による保全活動の推進

自然共生サイトを中心とした、地域生物多様性増進法に基づく生物多様性保全協議会を設置し、学識経験者やNPO団体など、様々な主体と連携し、地域全体の生態系の質の向上や、自然資源を活用した地域の活性化を目指します。

❖ 水環境の保全に関する活動の支援

水環境ネットワークや水辺のサポート等、水環境や生物多様性の保全に向けた企画・活動を実施している団体へ、物資提供等の支援を行います。

❖ オーガニックビレッジ宣言による環境に配慮した農業の取組拡大・計画の実現

農薬や化学肥料の使用を抑え、環境への負荷を軽減した農業への支援を行い、生物多様性に配慮した都市型農業の実現を目指します。

❖ 流域治水協議会への参画による治水対策の推進

水災害リスクの増大に備え、河川・下水道管理者だけでなく、流域に関わる国・自治体・市民等あらゆる関係者の協働による流域治水を推進します。

オーガニックビレッジ宣言

オーガニックビレッジ宣言とは、自治体が、農業者や事業者等と地域ぐるみで、有機農業の生産から消費まで一貫した取組を進めることです。さいたま市では令和7年11月にオーガニックビレッジ宣言を行い、令和11年までの「有機農業実施計画」に基づき、有機農業を含めた環境に配慮した農業の継続的な推進に取り組んでいきます。



【取組のイメージ】

「環境に配慮した都市型農業の実現」

- 有機農業を含めた環境に配慮した農業を誰でも行いやすい環境を作るとともに、そのような農業に理解のある市民を育成します。
- 市民が有機農業への理解を深めるとともに、環境に配慮した農産物を身近に感じてもらえるようにします。
- 農業者自らが有機農業など環境に配慮した農業を学習する機会を増やし、有機農業や慣行農法等のお互いの農業を理解・尊重する流れを作ります。



3 施策を実現するために各主体に期待される役割

市 民	・ 自然とのふれあいや体験活動、ボランティアなどへの参加・協力
	・ 生物多様性への理解を深める
	・ 生物多様性に配慮した商品やサービスを選択
	・ 環境負荷の少ない生活に努める
市民団体	・ 身近な課題を誰より把握、ボランティア・協力者
	・ 専門知識・経験を活かした地域の担い手
	・ 自然とのふれあいや体験機会を広く提供
	・ 体験を通じた環境学習・教育の推進
	・ 地域の生態系の保全活動の展開
企 業	・ 生物多様性に配慮した事業活動へ移行
	・ 地域の取組への支援
	・ 地域で専門性を発揮・資機材提供
	・ 社員等の参加などの社会貢献、社員教育
	・ 企業等が所有・管理する場所における自然共生サイトの認定申請と保全の実施
有 識 者 (教育研究機関)	・ 調査研究・技術開発の推進
	・ 専門家として各主体の取組に積極的に助言・協力
	・ 環境学習・普及啓発
	・ 環境分野の人材育成支援
行 政	・ 地域課題を踏まえ、各種施策を推進
	・ 市民・企業の連携を資金的・物質的・制度的にバックアップ



図 5 7 ステークスホルダーのイメージ図

第6章 エリア別計画

1 エリアマネジメントの展開

生物多様性の保全は、脱炭素施策における温室効果ガス削減目標と異なり、地域ごとの特色のある生態系に応じた管理が求められます。

本市にも地域ごとに様々な生態系が存在しますが、本プランでは、市内を自然環境によって、荒川流域、市街地、見沼田圃地域、元荒川地域の4つのエリアに分け、それぞれのエリアに応じたマネジメントを実施し、エリアごとのネイチャーポジティブの実現を目指すものです。

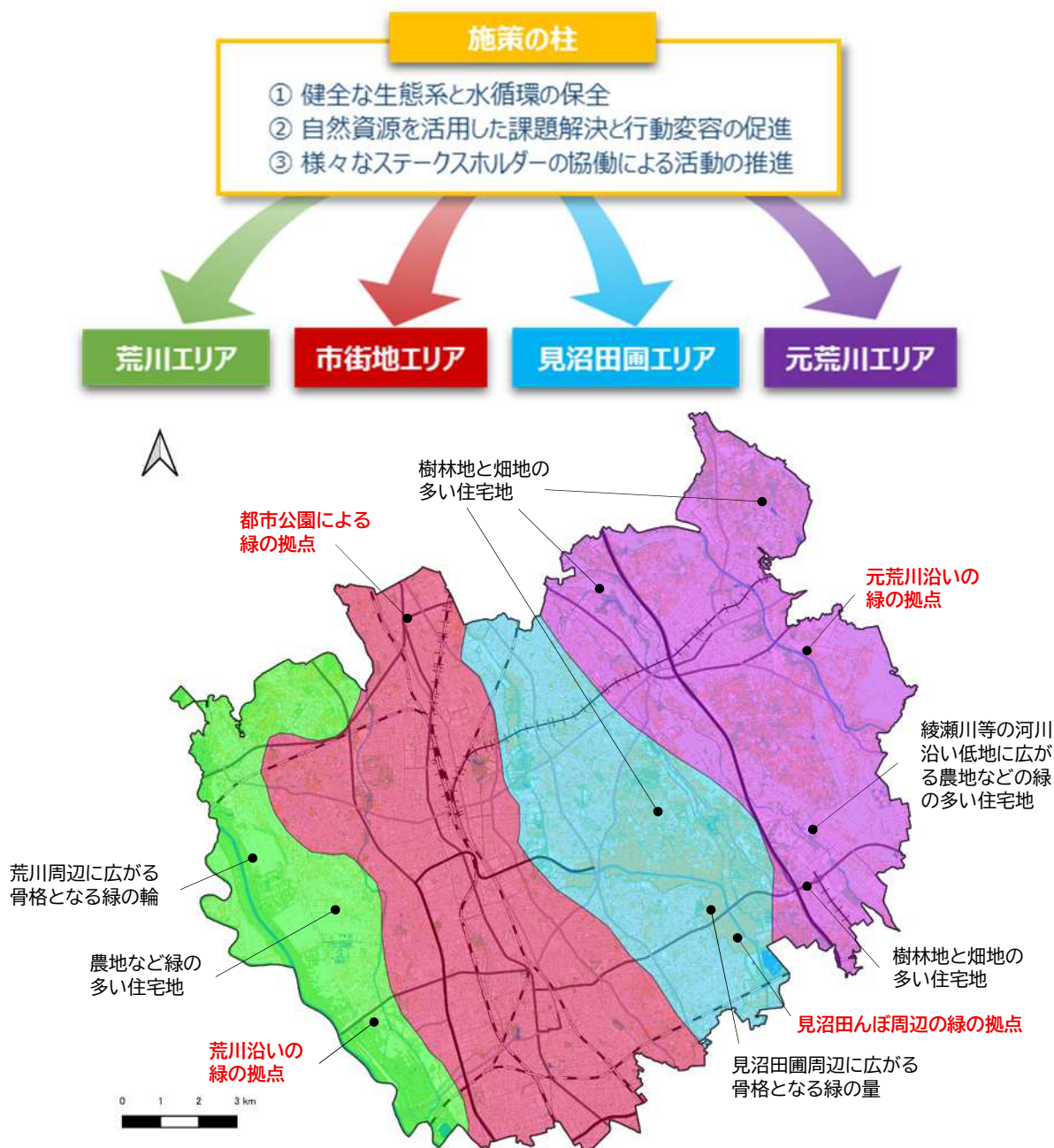


図 58 各エリアの特徴と現状の課題

1 荒川エリア



特徴と現状と課題

- ・ 広大な緑の空間を抱える荒川、桜並木の美しい鴨川やびん沼川が巡り、豊かな水に支えられる農地も広がっている。これらの河川と農地が一体となった環境を維持することが生物多様性の保全の観点からも重要である（方向性①）。
- ・ 市内の生物多様性を保全する上で重要となる緑の拠点が残るが、これらの維持管理が課題となっている（方向性①）。
- ・ 営農環境の悪化等による農地や緑地の減少に伴う荒れ地・遊休農地の増加は、生物多様性の劣化にもつながっているため、荒れ地や遊休農地を有効活用する必要がある（方向性①）。
- ・ 環境教育や環境と触れあう場として活用されている「さいたま市桜環境センター」が自然共生サイトに登録されるなど、啓蒙活動や保全活動などへ意識・行動を促す役割をより一層求められる（方向性②）。
- ・ アンケート結果より、生きもの、自然、緑の豊かさは重要と思っている人が多いものの、ボランティアなど保全活動に行動を移せていないという結果から、保全活動などに参加を促す必要がある（方向性③）。

荒川エリアの環境を特徴づける生きもの



タコノアシ

トウキョウダルマガエル

ハブロンボ

ミドリシジミ

ハンノキ

施策の方向性

- ① 農地と河川の連続性を維持し、湧水環境及び水源の荒川につながる健全な水循環を維持する。また、自然共生サイトを中心とした、エリア全体の生態系サービスの向上を図る。
- ② 荒川が支える生物多様性に触れ、体験学習の場など、市民が環境に触れ合う場を維持・創出し、水や生きものの恵みを実感した行動変容を促進する。
- ③ 市民や事業者と各種環境イベントや保全活動を連携・協働して実施する。

具体的な取組

方向性①

- ・自然共生サイトである桜環境センターのモニタリングを継続し、順応的管理による生物多様性の価値を維持します。
- ・荒川鳥獣保護区や鴨川の生きもの調査を継続し、生きものの生息・生育環境の保全に努めます。
- ・国の天然記念物である、田島ヶ原サクラソウ自生地について、株数の減少原因を探り、科学的に分析するための調査を実施し、適切な管理に努めます。
- ・クビアカツヤカミキリやナガエツルノゲイトウ等、新たに発見された特定外来生物の早期対応を図ります。
- ・河川の整備において、周囲の自然環境に配慮した多自然川づくりの維持に努めます。

方向性②

- ・桜環境センター等、環境学習施設における体験型、環境学習会を開催します。
- ・水辺のサポート参加団体等の、水環境や生物多様性の保全へ貢献している活動への支援を実施します。
- ・荒川第二・第三調節池整備をしている国と連携し、河川流域の環境配慮や利活用を推進します。
- ・在来植生を中心とした緑化を促進し、市街地での生物多様性の維持に努めます。
- ・サクラソウの文化財としての価値を守り、残していけるよう、必要に応じた植物種の保護や外来種の駆除を通して、自生地の環境維持に向けた適切な管理を行います。
- ・埼玉県と協力し、多くの市民が自然に触れ合える場の創出を目指し、秋ヶ瀬公園拡張予定地における公園整備を推進します。

方向性③

- ・自然共生サイトである桜環境センターを中心とした公民学による協議会を設置し、地域全体の生態系の質の向上と地域の活性化に努めます。
- ・埼玉県のチョウであるミドリシジミ等、荒川流域に生息・生育する希少種の保護を目指し、各主体と連携しながら、食草のハンノキを植樹するなどの保全活動を実施します。
- ・鴨川流域等で活動する水辺のサポート参加団体等の、水環境や生物多様性の保全へ貢献している活動への支援を実施します。
- ・田島ヶ原サクラソウ自生地の保全には市民の理解が不可欠であるため、開花期における、さくら草祭りやボランティアガイドなどを通して、市民との協働の醸成に努めます。

2 市街地エリア



特徴と現状の課題

- ・公園や街路樹などの公共の緑、宅地や施設内における緑地などが充実しているものの、本市の中では緑が少なく、特に鉄道沿線一帯で顕著な状況である。緑地を生き物が利用しやすい生息・休息空間とするためには、水辺環境や緑地帯をつなぐ生態系ネットワークの形成が必要である（方向性①）。
- ・花いっぱい運動推進会や大宮ストリートプランツプロジェクトなどの参加による植栽の維持管理によって、景観や暮らしの快適さが保たれているものの、生きものの多様性という観点からは更なる改善が必要である（方向性①）。
- ・都市部の緑地は景観や人の快適さが優先され、植栽等に外来種を多く用いる傾向があり外来種や逸出種が多く生育しているため、生物多様性を在来種で維持する必要がある（方向性①）。
- ・本エリアには氷川神社や大宮公園など多くの緑地を有しているものの、グリーンインフラ機能であるヒートアイランド現象の緩和、雨水貯留機能の確保（局地的大雨時の雨水流出の抑制）を更に活用するためには、緑地を増やす必要がある（方向性②）。
- ・環境にやさしいライフスタイルや保全活動等を行っている人や企業はあるものの、さいたま市のポテンシャルからするとさらに増やす必要がある（方向性③）。

市街地エリアの環境を特徴づける生きもの



施策の方向性

- ①水辺や街路樹を活用した生きものの生息空間を保全する。
- ②グリーンインフラの活用によりヒートアイランド現象緩和や内水氾濫の抑制等をはかる。
- ③環境にやさしいライフスタイルが選択され、企業や市民と連携して緑が整備され、これを保全する。

具体的な取組

方向性①

- ・官民連携したモニタリング調査の実施により、市街地の生物の生息状況の把握に努めます。
- ・高沼導水路において、治水を優先しながら可能な範囲で生きものに配慮した親水空間の整備を検討します。
- ・住宅地の緑化に対して助成を行い、緑豊かな街並みの形成を図ります。
- ・氷川参道、大宮公園、別所沼公園など、街なかのまとまった緑と鴻沼川や高沼用水の水系を結び、多様な生きものが移動できる生態系ネットワークづくりに努めます。
- ・カラスやムクドリなど、都市鳥による生活環境上の被害防止対策を講じます。
- ・花いっぱい運動など、都市部の緑づくりに係る活動を支援します。

方向性②

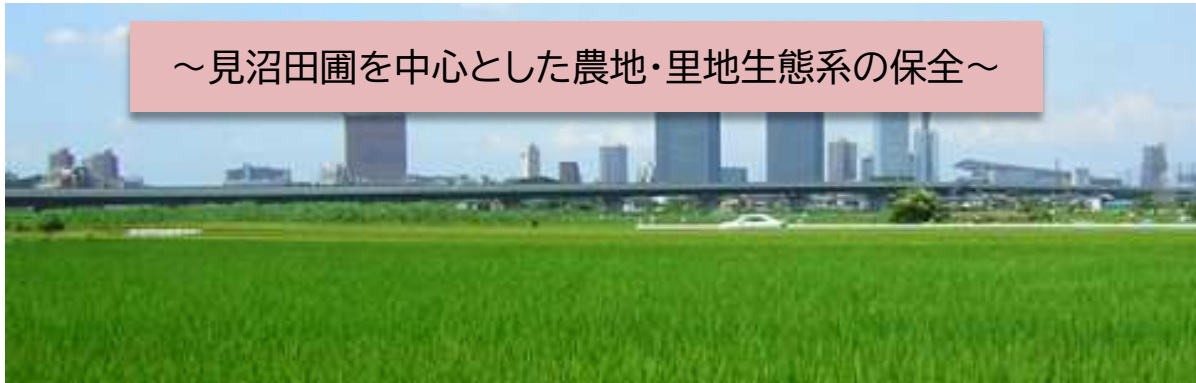
- ・公民連携のグリーンインフラプラットフォームにより、豊かな生活空間の形成、都市価値の向上と活性化を図ります。
- ・ネイチャーポジティブ経済の実践に向け、企業への普及啓発に努めます。
- ・公園、学校等へ雨水浸透ますや透水性舗装、また雨庭の整備の検討により、地下浸透機能を確保し、水害リスクの低減を図ります。
- ・在来植生を中心とした緑化を促進し、市街地での生きものが生育・生息しやすい環境の創出に努めます。
- ・与野公園等、park-PFIによる民間活力を活用した魅力向上を図ります。
- ・都市部に多くある下水道施設等、水循環に関するインフラ・設備等の適切な維持管理を行います。
- ・見沼グリーンセンターにおける、スマート農業普及や援農ボランティアと農家のマッチングを推進し、遊休農地を始めとした農地の有効活用を図ります。

方向性③

- ・学校におけるビオトープ等を活用した環境教育活動を促進します。
- ・保健所でのサイエンスラボの実施など、科学的思考の人材の育成に努めます。
- ・市街地にある民間企業の建物・土地において、緑化や生物多様性に配慮した取組を評価し、自然共生サイト等の認定制度申請に向けた支援を行います。
- ・都市部の事業者がネイチャーポジティブ経営の重要性を理解し、環境配慮に向けた取組を実施できる体制構築を検討します。

3 見沼田圃エリア

～見沼田圃を中心とした農地・里地生態系の保全～



特徴と現状の課題

- ・見沼田圃を中心とした緑のネットワークが住宅地の中に広がっており、さいたま市の顔となる緑の資源が集まるため、これらの環境を維持拡大する必要がある（方向性①）。
- ・緑による気候調整機能が発揮されており、雨水貯留機能や、暑熱環境の緩和、水循環の確保がされているため、現在の斜面林や農耕地等の緑地を維持拡大する必要がある（方向性①）。
- ・見沼区は見沼田圃をはじめとし自然環境は豊かであるが、保護地域の割合は少ないため、多様な生物を維持することを目的に保護地域やOECMを拡大する必要がある（方向性①）。
- ・象徴的な自然が市の観光資源となり、住民にとっても地域への愛着の醸成、自然体験・環境学習の場となっているが、知名度・愛着の定着度はまだ低いため今後も力を入れていく必要がある（方向性②）。
- ・農耕地は広いものの、農薬の使用や冬期湛水する水田も多いため、生物多様性を考慮し環境に負荷を与えない環境保全型農業を増加させる必要がある（方向性③）。

見沼田圃エリアの環境を特徴づける生きもの



カワセミ



コブキトンボ



フスリ



ムラサキツバメ

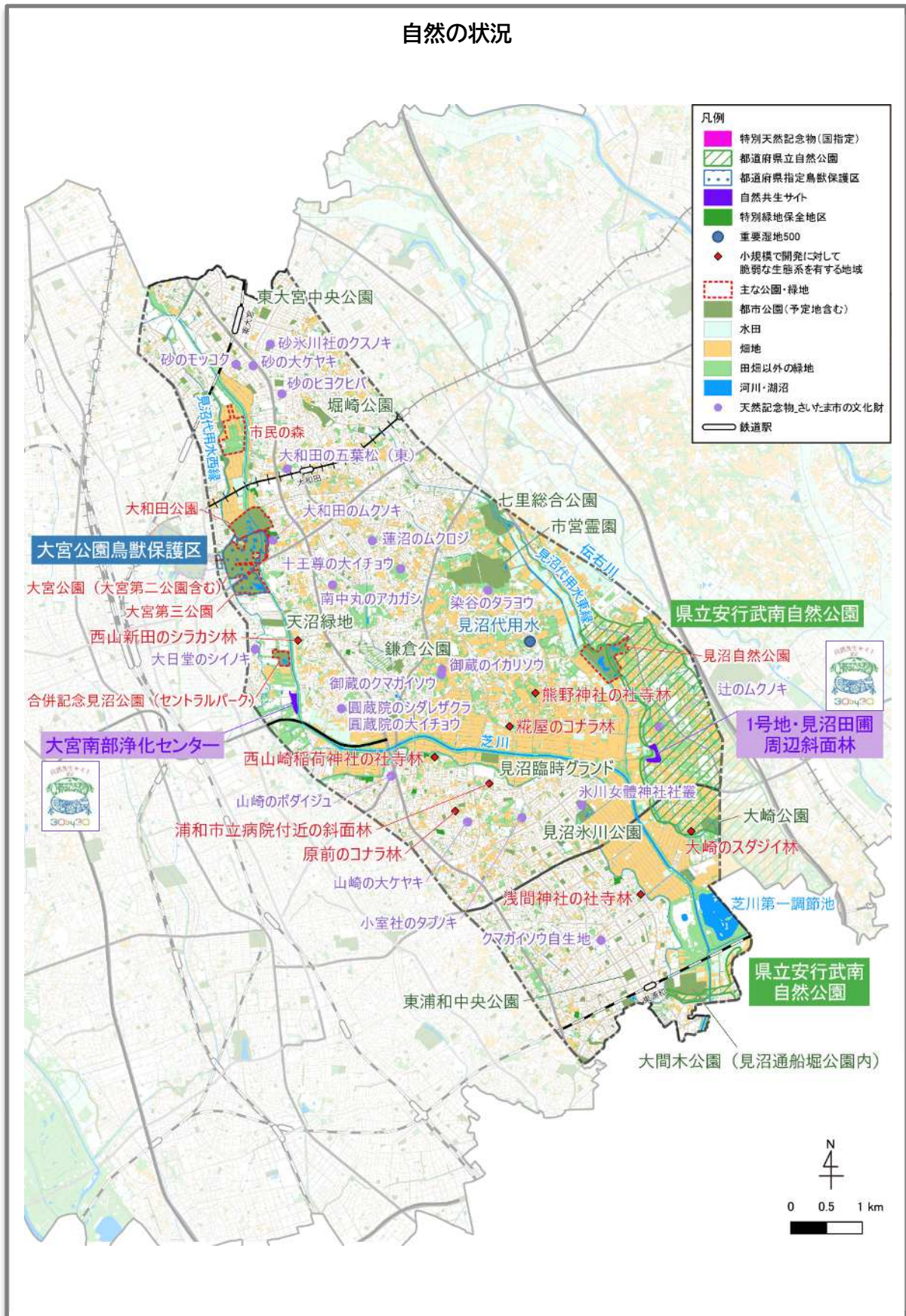


ヤマカガシ

施策の方向性

- ①見沼田圃等の生物多様性上、グリーンインフラ機能上重要な拠点を保全する。
- ②象徴的な自然を維持し、市の観光資源とするとともに、住民の地域への愛着を醸成し、環境に配慮した事業活動や行動を促進する。
- ③環境保全型農業体験や遊休農地の有効活用を通じて、身近な自然における自然体験・環境学習の機会を整備する。

自然の状況



具体的な取組

方向性①

- ・自然共生サイトである「大宮南部浄化センター」、「見沼田圃斜面林」でのモニタリングを実施し、サイトの順応的管理に努めます。
- ・見沼不耕起田圃エリアや芝川の水生生物調査を継続し、見沼エリアの生きものの生息・生育に適した環境の保護地区の拡大を図ります。
- ・見沼田圃のまともに残る斜面林や農地を保全し、自然共生サイトの認定に資する計画策定の促進と支援をし、保護エリアの拡大を目指します。
- ・官学連携により、希少種であるクマガイソウの、データに基づく保全に努めます。
- ・遊休農地等への里地里山維持管理ガイドラインの活用を検討を行います。
- ・見沼田圃エリアを活用し、温室効果ガスの吸収や生物の生息・生育の場の提供など、多様な機能のデータを企業等と連携しながら取得・分析し、グリーンインフラのポテンシャルや活用方策を検討します。

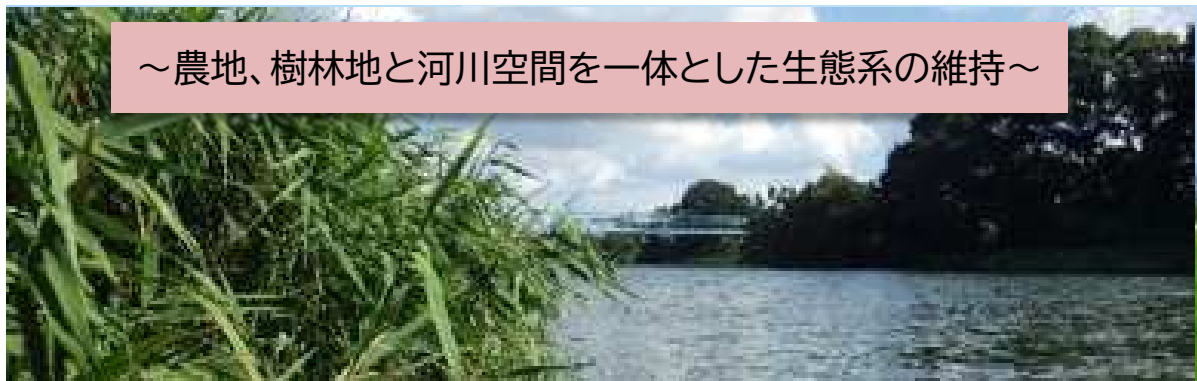
方向性②

- ・見沼田圃・周辺斜面林の保全に努め、自然・農業とのふれあい・体験の場として活用します。
- ・市内に残された貴重な斜面林を活かした染谷こもれば公園など、地域の特性を活かした公園や水辺空間の整備を進めます。
- ・芝川などの水辺を軸として、水と緑のネットワークづくりに努めます。
- ・見沼通船堀等を保存・活用し、見沼田圃の憩える場としての活用を図ります。
- ・雨水の貯留・浸透機能について、保存緑地・自然緑地等を活用して確保に努めます。
- ・見沼田圃の観光資源である桜の下を散策できる日本一の桜回廊を活用し、賑わい創出に努めます。

方向性③

- ・自然共生サイトである大宮南部浄化センターや見沼田圃での活動団体からなる協議会を設立し、地域全体の生態系の質の向上や地域の活性化を図ります。
- ・見沼田圃地区で活動するNPO団体等との交流の機会を創出し、連携することにより、体験型学習会の開催など、生きもののふれあい、見沼の魅力を伝える場所・機会をこれまで以上に創出します。
- ・緑区大崎地区に（仮称）さいたま市農業交流公園を整備し、市内産農産物の販売や農業体験プログラムの実施など、都市住民がさいたま市の農業に触れ合う機会を拡大します。

4 元荒川エリア



～農地、樹林地と河川空間を一体とした生態系の維持～

特徴と現状の課題

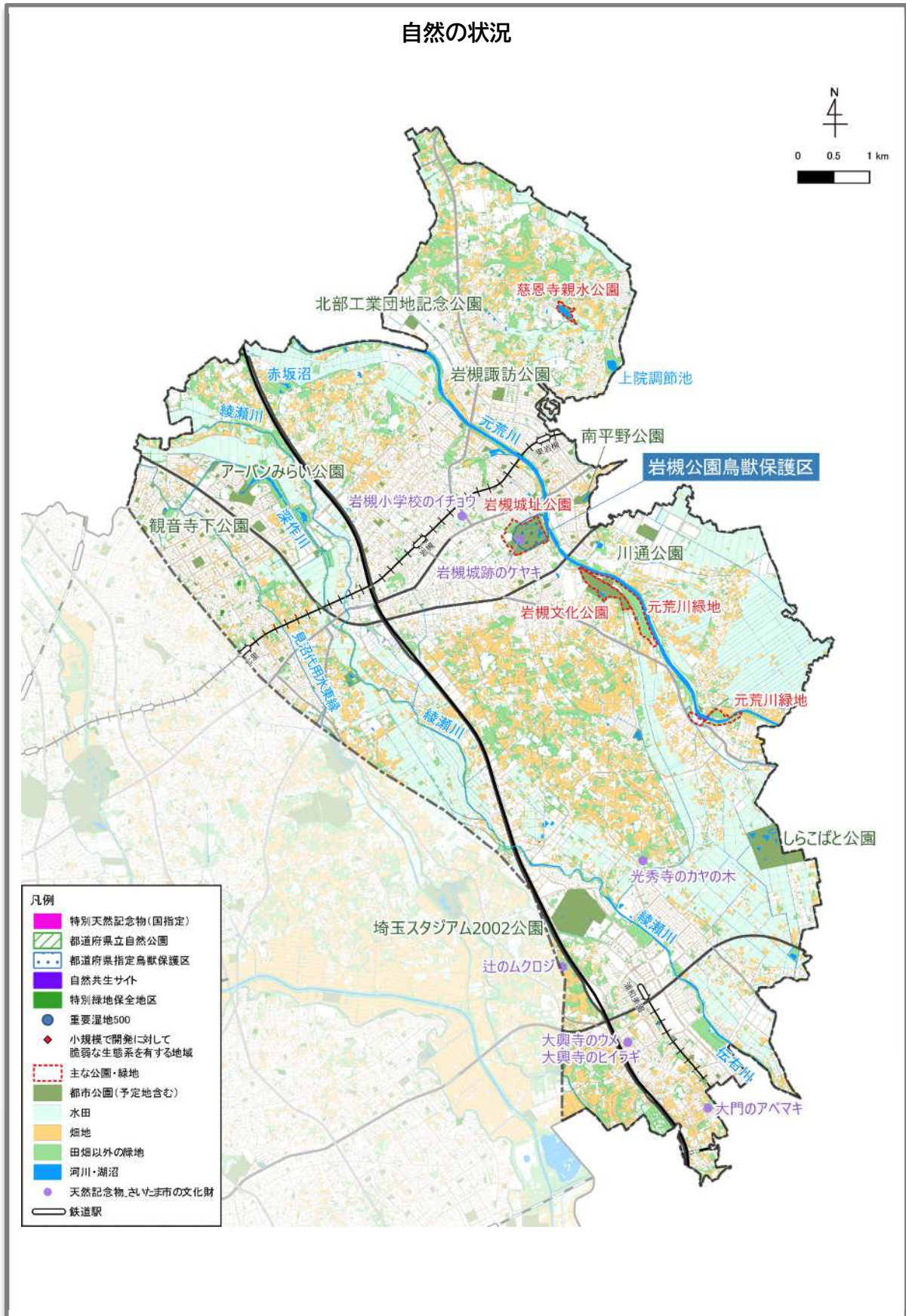
- ・樹林地と畑地、住宅地が混在し、生活と自然の距離が近く、元荒川と綾瀬川の河川による生態系ネットワークが形成されており、多くの生物の生育・生息場となっている。多様な生物を保全するためには、その環境を今後も維持していく必要がある（方向性①）。
- ・本市においては自然環境が多く残されているエリアではあるものの、保護地域の割合が低い。特に岩槻区は本市で最大の緑地面積があるにもかかわらず保護地域の割合は0.3%しかないため、その保護地域やOECMを拡大できるポテンシャルを活かすことが今後の課題である（方向性①）。
- ・緑地が多いことから気候調整や洪水調節・雨水浸透機能が高く、健全な水循環がなされているが、今後の異常気象に備え、グリーンインフラ機能のさらなる活用が求められる（方向性①）。
- ・米や花卉の他にもクワイやヨーロッパ野菜など、多種多様な農産物が育てられていることで、貴重な優良農地が守られており、その空間を多くの生物が利用している。今後、後継者問題などで、放棄される農耕地が増加することが想定されるため、生物多様性の維持のために農耕地の維持拡大が必要となる（方向性②）。
- ・緑や水辺へのアクセスが良い環境を活かし環境教育を充実させる（方向性③）。

元荒川エリアの環境を特徴づける生きもの



施策の方向性

- ①農地や水辺の連続性を確保することで水循環と生物の生息場を維持する。
- ②米や花卉を含む多種多様な作物の生産の促進や優良な農地の保全により農地の多面的機能を発揮する。
- ③市民や事業者との各種環境イベントを連携・協働して開催する。



具体的な取組

方向性①

- ・赤坂沼や元荒川流域の調査を継続し、生きものの生息・生育環境の保全に努めます。
- ・元荒川や屋敷林、赤坂沼周辺の斜面林などの自然環境を保全し、豊かな水と緑のネットワーク形成を推進します。
- ・アライグマの出現が多いため、住民からの相談に対応し、近隣自治体とも連携しながら防除に向けた対策に努めます。
- ・クビアカツヤカミキリ、セアカゴケグモ等、新たに発見された特定外来種の早期対応を図ります。
- ・緑被率が高く、新たな保護地域やOECMとなるポテンシャルが高いため、様々な主体による活動が行われているエリアの、自然共生サイトへの申請を検討します。
- ・大門上池調節地などの水辺空間の整備・維持管理をします。

方向性②

- ・遊休農地の発生防止対策を行い、農地の多面的機能を維持します。
- ・官民が連携し、農業後継者と営農希望者とのマッチングを実施します。

方向性③

- ・くわいやヨーロッパ野菜など、地場産農産物を使用した加工品の開発支援や、市民向け地場産農産物に関する講習会を開催することで、地元農産物の普及を図り、消費拡大を目指します。
- ・環境エリアで各団体と連携し、地域の自然資源を活用した体験学習会を開催します。
- ・綾瀬川や元荒川流域の水辺で保全活動する市民・団体等への支援を行います。

生物多様性国家戦略2023-2030と市戦略の対照表

生物多様性国家戦略2023-2030		さいたま市戦略						
		施策の柱			エリア別戦略			
		1 生態系 水質 保全	2 行動変 容の促 進	3 活動の 推進	荒川	市街地	見沼 田圃	元荒川
基本戦略Ⅰ 生態系の健全性の回復	<取組の主なキーワード>							
①陸域及び海域の30%以上を保護地域・OECMにより保全するとともに、それら地域の有効性を強化する	OECM、自然共生サイト、国立公園の管理	○			○			
②土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する	OECM、森林づくり、多自然川づくり、都市緑化	○			○	○	○	
③汚染の削減や、侵略的外来生物による負の影響の防止・削減に資する施策を実施する	環境保全型農業、排水路整備、外来生物対策	○			○	○	○	
④気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する	気候変動に関するデータ収集・影響評価、気候変動への適応策の実施	※市環境基本計画・市地球温暖化対策実行計画において取組を記載						
⑤希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める	レッドリスト作成、希少種保全、農業水利施設整備	○			○	○	○	
⑥遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する	希少種の遺伝的多様性の維持	○						
基本戦略Ⅱ 自然を活用した社会課題の解決	<取組の主なキーワード>							
①生態系が有する機能の可視化や、一層の活用を推進する	Eco-DRR推進、グリーンインフラ、農業排水施設整備	○			○	○	○	
②森・里・川のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する	自然体験、水辺に親しむ	○	○		○	○	○	
③気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める	森林整備・都市緑化による吸収源対策	○			○	○	○	
④再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する	環境影響評価		○			○		
⑤野生鳥獣との軋轢緩和に向けた取組を強化する	野生鳥獣の個体数管理、担い手確保	○	○		○			
基本戦略Ⅲ ネイチャーポジティブ経済の実現	<取組の主なキーワード>							
①企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析等を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する	TNFD、企業に対する普及啓発		○		○	○	○	
②生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める	優良事例の情報発信		○					
③遺伝資源の利用に伴うABS（利益の公正かつ衡平な配分）を実施する	-	※市の取組対象外						
④みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬・肥料使用量の低減や有機農業の推進などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる	有機農業、森林整備の担い手確保	○			○	○	○	

(表つづく)

(表つづき)

生物多様性国家戦略2023-2030		さいたま市戦略						
		施策の柱			エリア別戦略			
		1 生態系 水質 保全	2 行動変 容の促 進	3 活動の 推進	荒川	市街地	見沼 田圃	元荒川
基本戦略Ⅳ 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動	<取組の主なキーワード>							
①教育や普及啓発を通じて、生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観が形成されている	環境教育		○	○	○	○	○	
②日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる	自然とのふれあい	○			○	○	○	
③国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す	行動変容のための機会・場の提供		○		○	○	○	
④食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知するとともに、選択の機会を増加させ、インセンティブを提示する	食品ロス削減や有機農業への理解促進		○		○	○	○	
⑤伝統文化や他地域・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する	地域における保全活動促進		○		○	○	○	
基本戦略Ⅴ 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進	<取組の主なキーワード>							
①生物多様性と社会経済の統合や自然資本の国民勘定への統合を含めた関連分野における学術研究を推進するとともに、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施する	生息・生育データ収集	○			○	○	○	
②効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、データの発信や活用に係る人材の育成やツールの提供を行う	地域の取組の集約・共有	○	○		○	○	○	
③生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画の下で統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する	地域戦略策定の推進			○	○	○	○	
④生物多様性に有害なインセンティブの特定・見直しの検討を含め、資源動員の強化に向けた取組を行う	財政支援・優遇措置	○			○			
⑤我が国の知見を活かした国際協力を進める	-	※市の取組対象外						

第7章 計画の推進・進行管理

1 推進体制

本計画では、定期的に目標の達成に向けた施策の実施状況の調査、目標の達成状況の評価を行います。進行管理にあたっては、水環境・生物多様性関連各課から構成する「さいたま市水と生きものプラン推進庁内検討委員会」を設置し、計画の進行状況や各種施策の調整を図り、進捗状況を検証します。結果は、さいたま市環境基本計画の年次報告書に記載し、公表します。

さいたま市環境審議会は本計画の推進状況について、客観的な視点から審議します。さいたま市環境審議会が年次報告書について、公表前に報告を受け、意見・提言を行います。

また、推進には、行政のみでなく市民、企業等、すべての主体による協働が必要です。このため、市民や企業、有識者と、水環境や生物多様性に関する情報交換を行い、意見交換の機会を設けます。市域を超えた広域的視点からの検討が必要な事項については、国、埼玉県、周辺自治体と連携、協力して取り組みます。

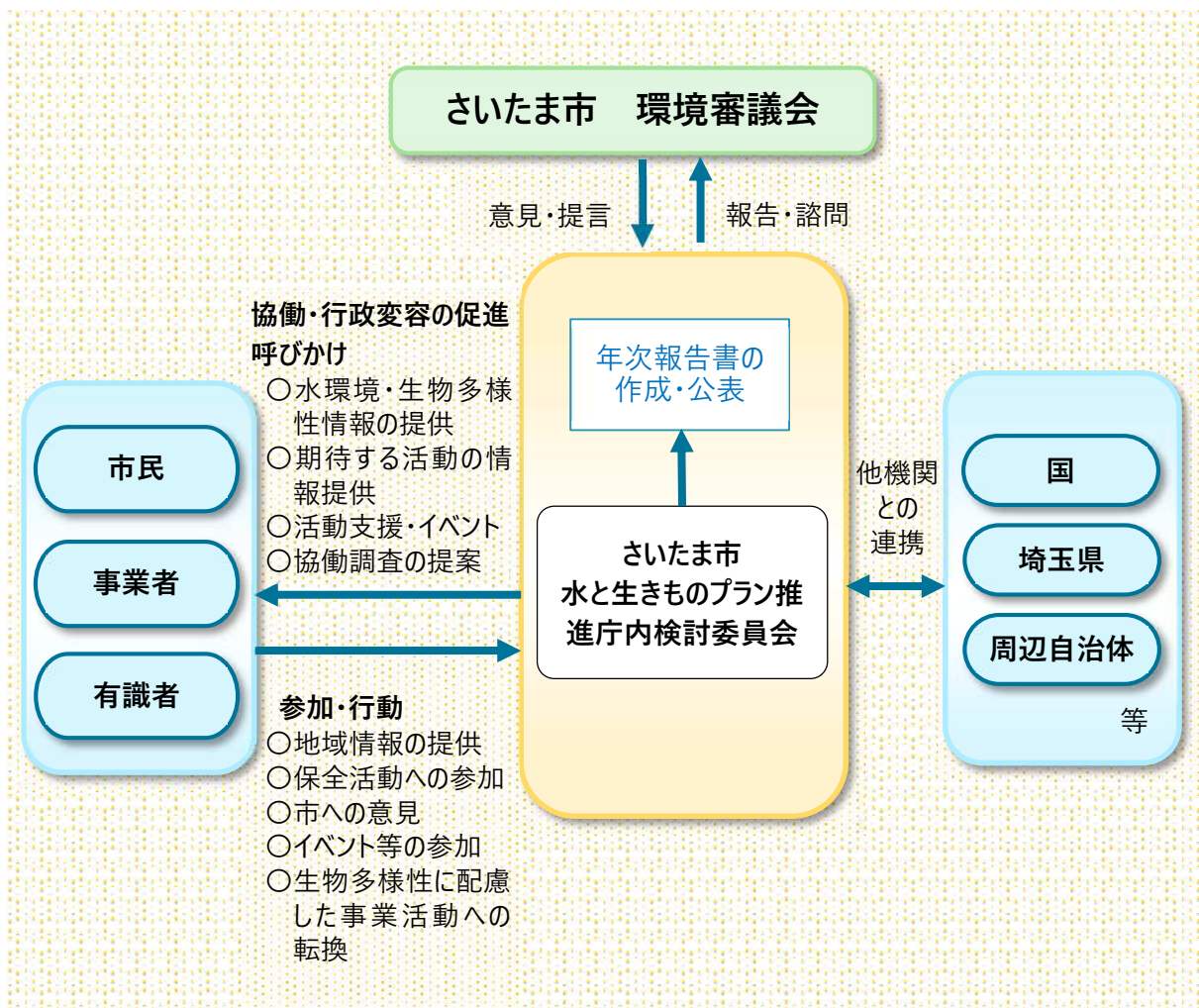


図 59 計画の推進体制

2 進行管理

本計画の進行管理は、市民、企業、学校、行政等すべての主体のパートナーシップによって行います。市民、企業、学校、行政等すべての主体は、それぞれの責務や役割に応じた取組を決定します（PLAN：計画）。定めた取組を自主的、積極的に、パートナーシップのもとに実行します（DO：実行）。本市は、本計画の目標の達成状況や取組の点検・評価を行います（CHECK：点検・評価）。点検・評価の結果に基づき、次年度の取組をより適切に行えるように、取組を見直します（ACT：見直し）。指標・目標値を活用しながら、このような環境管理システムに基づく進行管理を適切に行うことができる仕組みを構築していきます。

これらのPDCAサイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の改善を図ります。PDCAサイクルは、計画の進行管理に係る全期間と、事業の進行管理に係る毎年度の2種類を運用します。

また、毎年度実施するPDCAにおいては、その時点の社会の状況等から判断し、実行することが必要な課題等が生じることも考えられることから、計画の推進の中で適切に対応しながら取組を進めていきます。

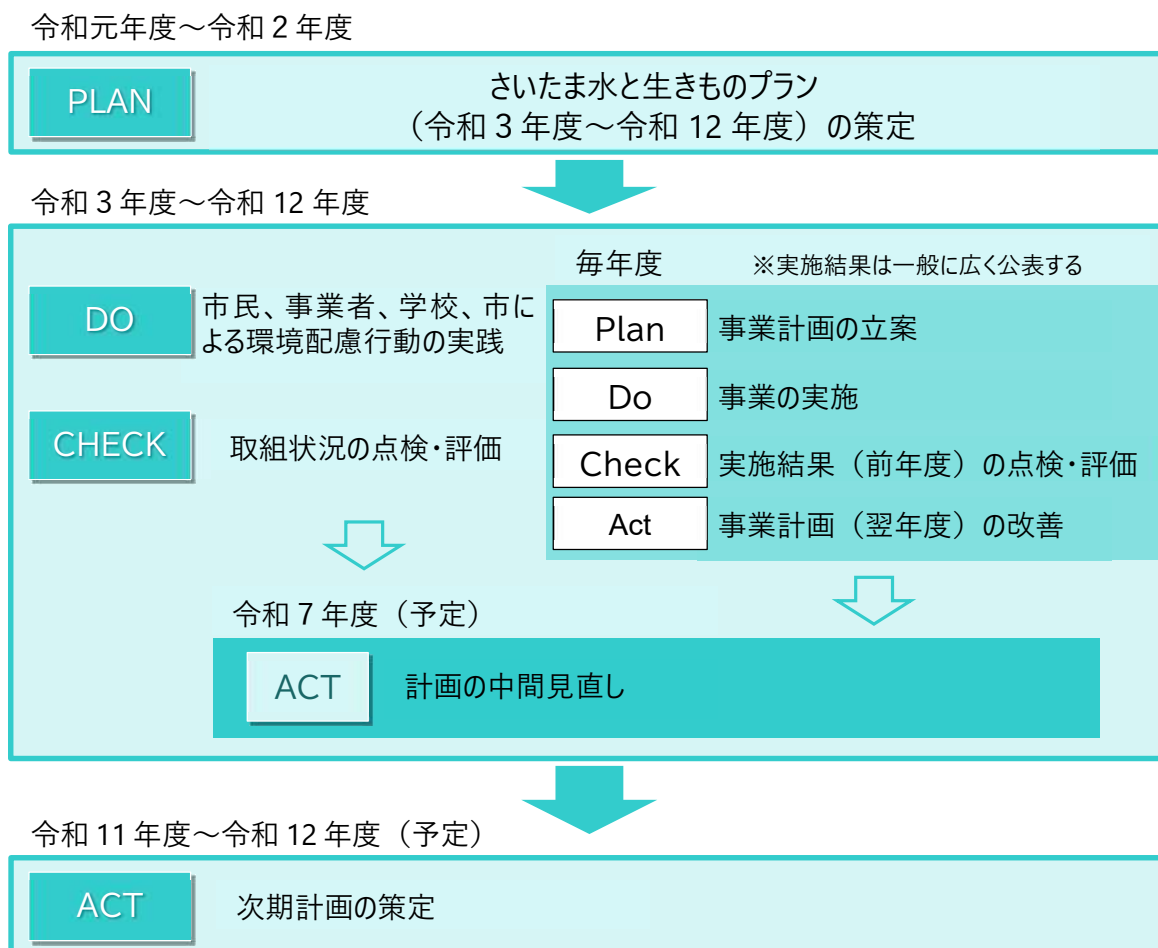


図 6 0 PDCAサイクルによる計画推進の流れ